

第 3 次

多気町男女共同参画推進基本計画

令和 7 年 3 月 多気町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 主旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 期間	2
第2章 多気町の男女共同参画を取り巻く状況	3
1. 人口等の状況	3
(1) 人口等の状況	3
(2) 出生等の状況	5
(3) 世帯の状況	7
(4) 結婚・離婚の状況	8
(5) 労働の状況	10
(6) 多気町における女性の登用状況	12
2. アンケート調査結果の概要	14
(1) 調査目的	14
(2) 調査結果	14
第3章 基本計画方針	21
1. 基本理念	21
2. 困難な人々の状況	21
3. めざす社会	22
第4章 施策の展開	23
1. 男女がお互いを尊重し支え合いながら活躍できる社会の実現	23
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	23
(2) 職場における女性活躍・男女共同参画の推進	24
(3) 家庭における男女共同参画の推進	27
(4) 地域における男女共同参画の促進	30

2. 誰もが安全に安心して暮らすことが出来る社会の実現	3 1
(1) あらゆる暴力などの予防・根絶に向けた取組の推進	3 1
(2) 困難に直面している女性などへの支援	3 4
(3) 生涯を通じた健康支援	3 7
(4) 防災における男女共同参画の推進	4 0
3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	4 2
(1) 広報・教育を通じた男女共同参画意識の醸成	4 2
(2) 性の多様性への理解促進	4 3
(3) 男女共同参画推進体制の強化	4 4

第5章 計画の推進	4 7
1. 推進体制	4 8
2. 計画の進捗管理	4 8

資料

1. 多気町男女共同参画審議会規則	4 9
2. 多気町男女共同参画審議会委員名簿	5 0
3. 策定の経過	5 0

第1章 計画策定にあたって

1. 主旨

2024（令和6）年は国において「男女共同参画社会基本法」が制定され25年の節目の年にあたります。

制定以前にも男女平等の実現に向けた取組が進められてきましたが、現実の社会では男女の不平等を実感することが多く、なお一層の努力が求められていました。そこで、少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、男女がお互いの人権を尊重し、性別に依らない個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題とされ、その実現を妨げている国民一人ひとりの固定的性別役割分担意識を改善し、各自の取組を促していくために基本法が制定されました。

2020（令和2）年の「第5次男女共同参画基本計画」では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を始め、11の分野で目標が定められました。

三重県においても2000（平成12）年に「男女共同参画推進条例」が制定されました。2002（平成14）年には「第1次三重県男女共同参画基本計画」（2007（平成19）年一部改定）が策定され、性別に関わらず一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進してきました。2011（平成23）年には「第2次三重県男女共同参画基本企画」を策定し、2015（平成27）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画として2017（平成29）年に一部改定し、取り組みを進めてきました。また同年「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」を策定し、性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などの多様性を認め合い、誰もが希望をもって挑戦し、参画・活躍できる「ダイバーシティ社会」の実現に向けた取組を進め、さらには2021（令和3）年に制定した「性の多様性を認めあい、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、これまでの取り組みの成果と課題、国内外の情勢や動向を鑑みた「第3次三重県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

多気町においても、「多気町男女共同参画推進条例」に基づき2007（平成19）年に策定し、2011（平成23）年に改訂された「多気町男女共同参画推進基本計画」について、最新の住民意識調査や、国・県の男女共同参画基本計画等を勘案した「第3次多気町男女共

同参画推進基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

- ① 「多気町男女共同参画推進条例」に基づく計画です。本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条 3 項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたるものであり、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び三重県の「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、当町の関連計画との整合を図りながら男女共同参画を推進します。

また、本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」とする。）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」とする。）」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置付けるものとします。

多気町男女共同参画推進条例

（基本計画の策定）

第 10 条 町長は男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。

2 町長は、基本計画の策定にあたっては、町民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第 13 条に規定する多気町男女共同参画審議会の意見を聴取するものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、町民及び事業者にも周知し、理解と協力を促すものとする。

- ② 町政のめざすべき将来像と、その実現に向けた道筋を示した諸計画との整合性を図っていきます。また「多気町人権尊重のまちづくり条例」に定める「多気町人権施策基本方針」（2006（平成 18）年施行）と相互に連携しながら機能する計画です。

3. 期間

この計画は、2025（令和 7）年から 2029（令和 11）年までとし、社会経済情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 多気町の男女共同参画を取り巻く状況

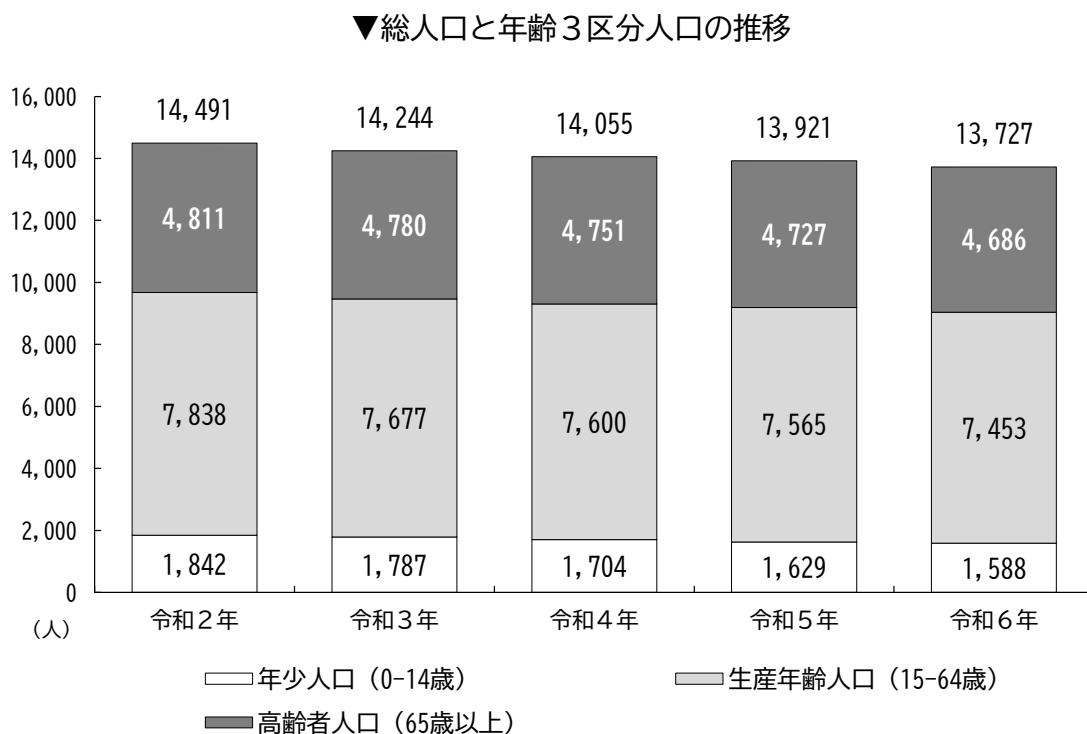
1. 人口等の現状

(1) 人口等の状況

① 総人口・年齢3区分別人口の推移

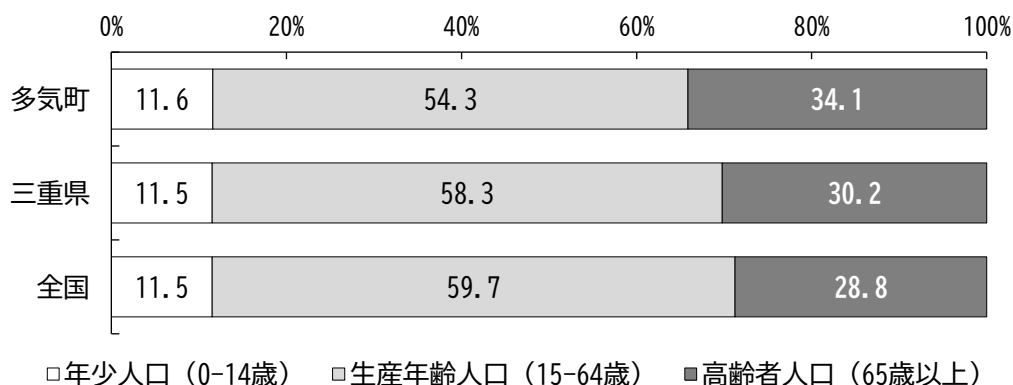
本町の総人口は、令和2年の14,491人から令和6年の13,727人へ減少傾向で推移しており、年齢3区分人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）ともに減少傾向で推移しています。

令和6年の年齢3区分人口割合を国、県と比較すると、年少人口割合は11.6%と国、県とほぼ同率となっていますが、高齢者人口割合は34.1%と国、県を上回ります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

▼年齢3区分人口割合の比較

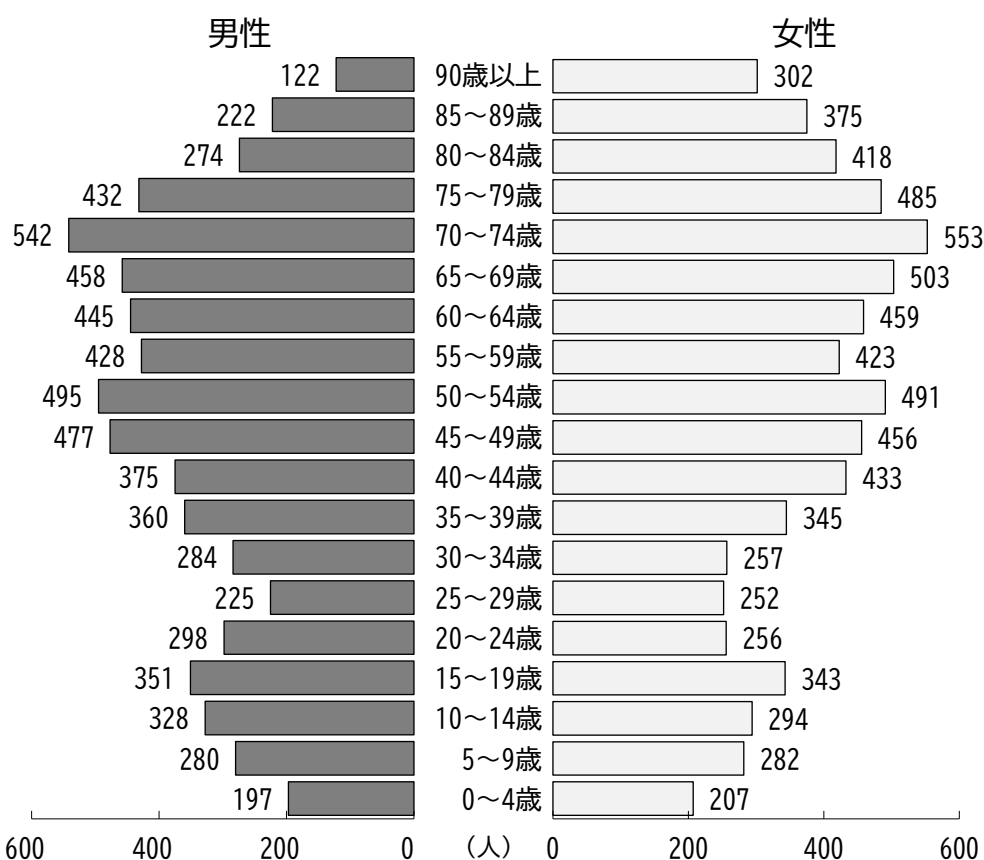


資料：住民基本台帳（国、県は令和6年1月1日現在、町は令和6年4月1日現在）

② 人口ピラミッドで見る人口構造

本町の人口構造を5歳階級別の人口ピラミッドでみると（令和6年4月1日現在）、男性・女性ともに70～74歳（男性：542人、女性533人）の層が多くなっています。また、20代から30代前半の層が少ない特徴がみられます。

▼人口ピラミッドでみる人口構造

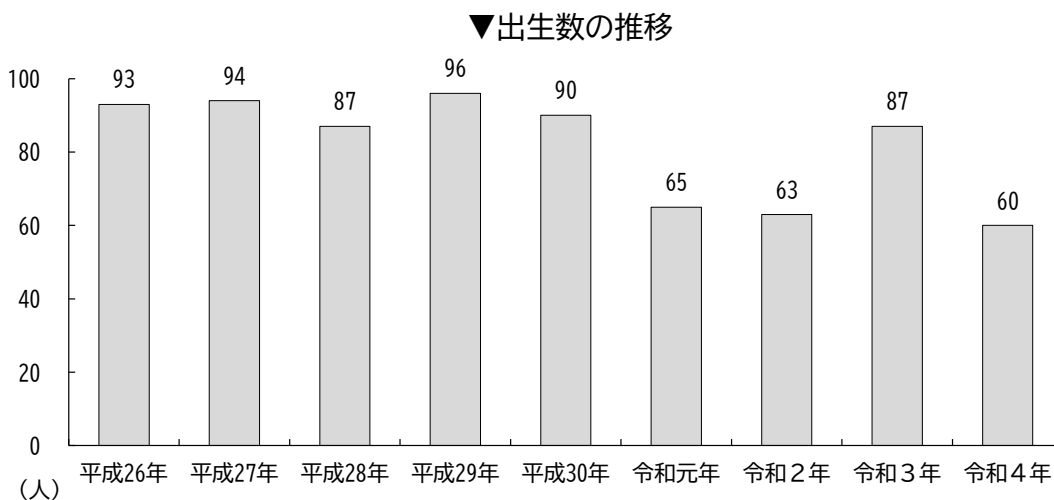


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(2) 出生等の状況

① 出生数の推移

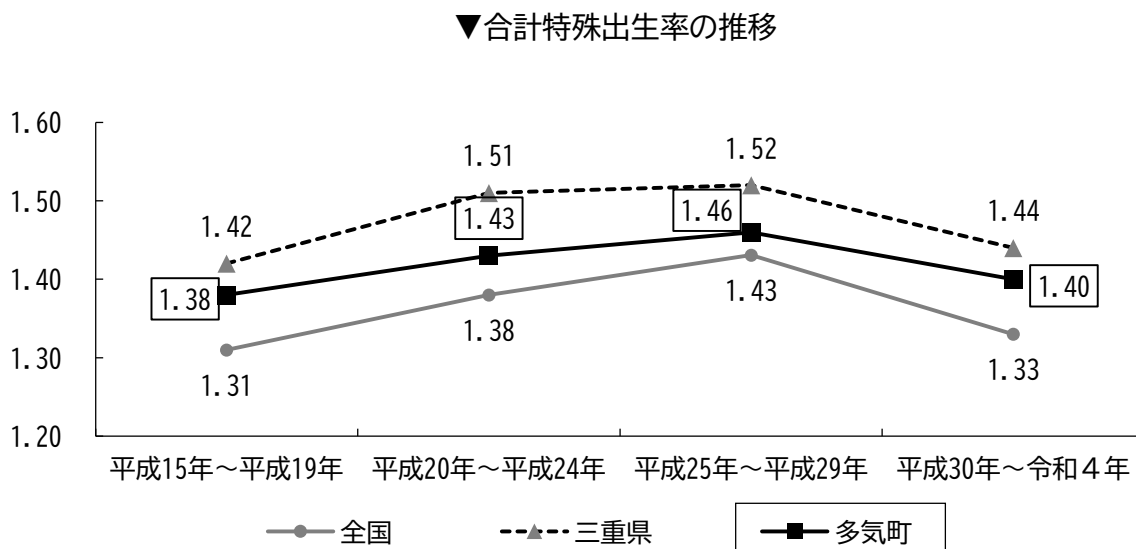
本町の出生数の直近の推移をみると、令和元年～令和2年は60人台で推移し、令和3年に87人に増加しましたが、令和4年で60人となっています。



資料：衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかの平均）の推移をみると、国を上回って推移しており、平成30年～令和4年で1.40となっています。

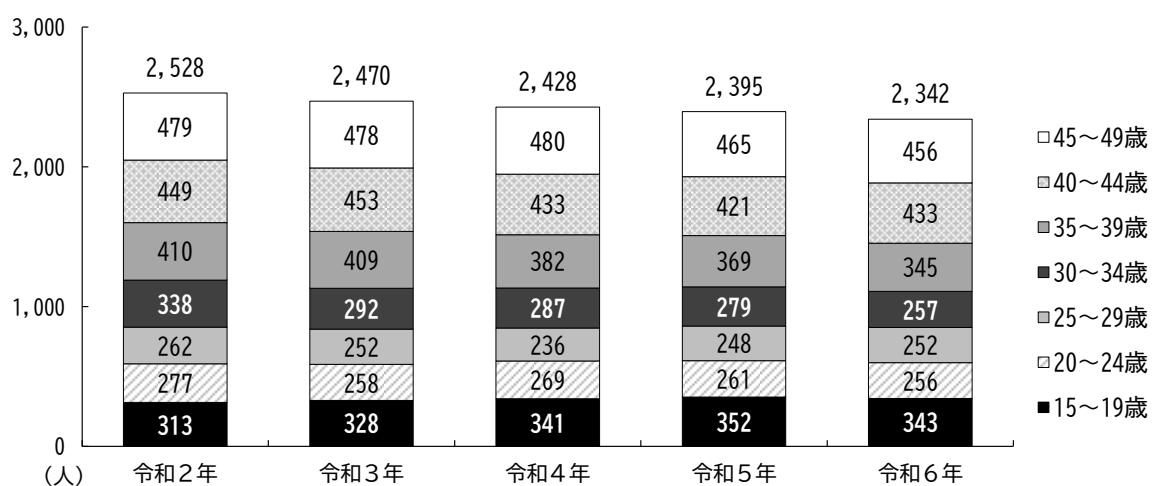


資料：人口動態保健所・市町村別統計

③ 女性人口の推移

合計特殊出生率の対象となる 15～49 歳の女性人口の推移をみると、令和 2 年の 2,528 人から令和 6 年の 2,342 人へ減少傾向で推移しており、今後、合計特殊出生率が上昇しても出生数の大きな増加が望めない状況となっています。

▼女性人口（15～49 歳）の推移



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

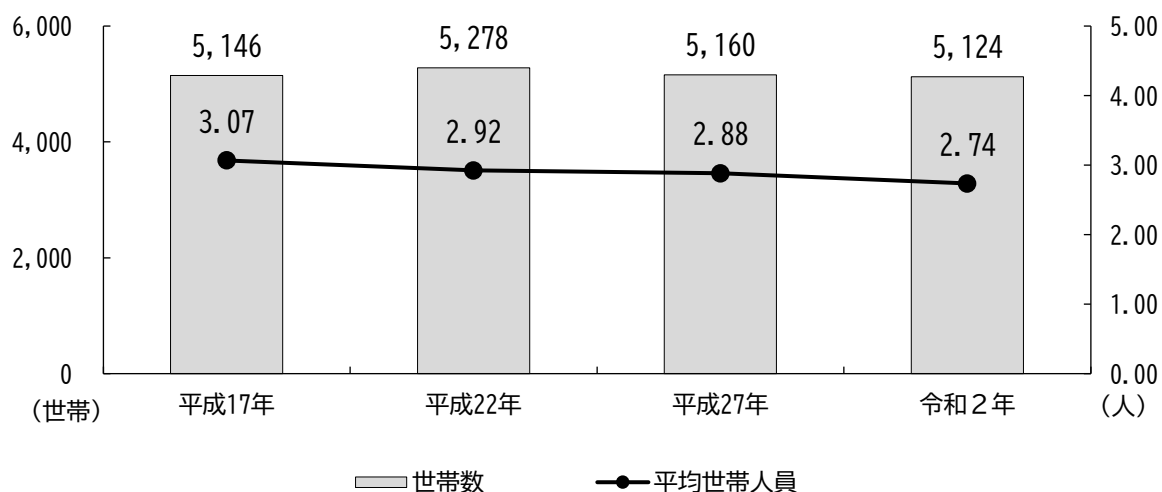
(3) 世帯の状況

① 世帯数・平均世帯人口の状況

本町の世帯数をみると、平成 22 年の 5,278 世帯をピークに減少傾向で推移し、令和 2 年では 5,124 世帯となっています。平均世帯人員は平成 17 年では 1 世帯あたり 3.07 人でしたが、核家族化や単独世帯等の増加による世帯の小規模化が進み、令和 2 年には 1 世帯あたり 2.74 人となっています。

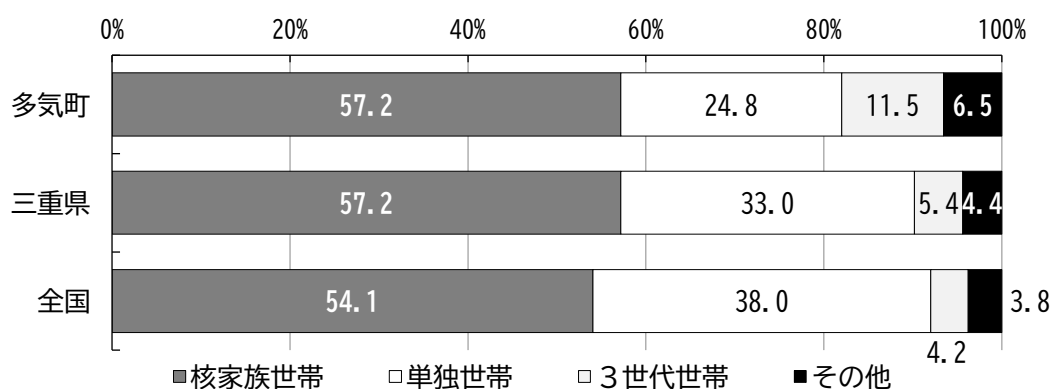
令和 2 年で世帯の家族類型をみると、本町は国、県に比べて 3 世代世帯の割合が多い特徴がみられます。

▼世帯数の推移



資料：国勢調査

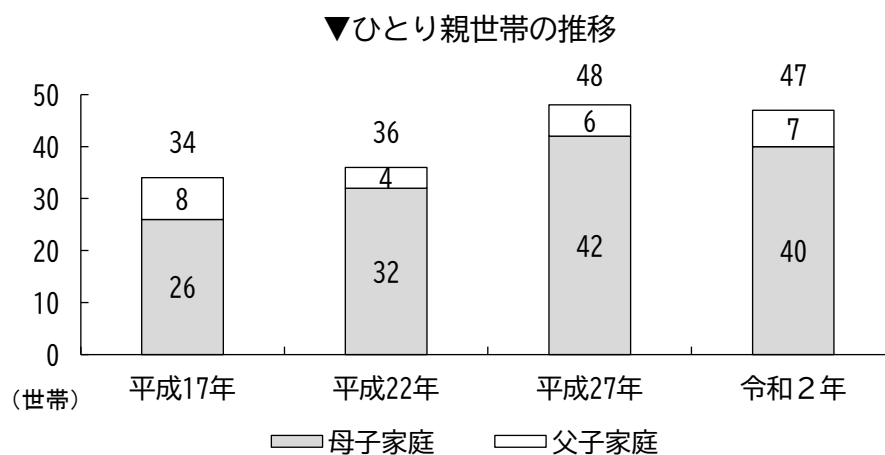
▼世帯の家族類型の比較



資料：令和 2 年国勢調査

② ひとり親世帯の推移

本町のひとり親世帯の推移をみると、平成 27 年まで増加傾向にありましたが、令和 2 年には減少して 47 世帯となっており、うち母子家庭 40 世帯、父子家庭は 7 世帯となっています。

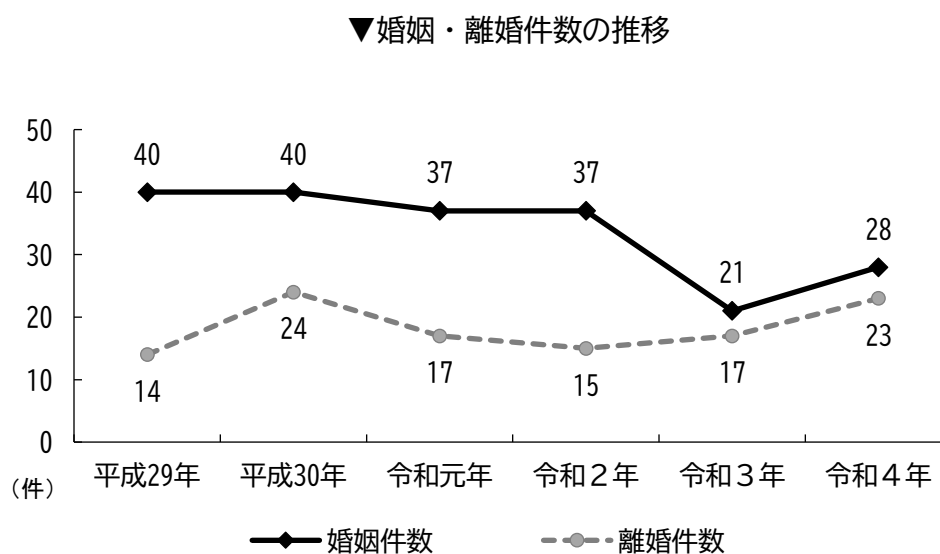


資料：国勢調査

(4) 結婚・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は令和 2 年まで 40 件前後で推移していましたが、令和 4 年では 28 件に減少しています。また、離婚件数は令和 2 年以降増加傾向で推移し、令和 4 年で 23 件となっています。



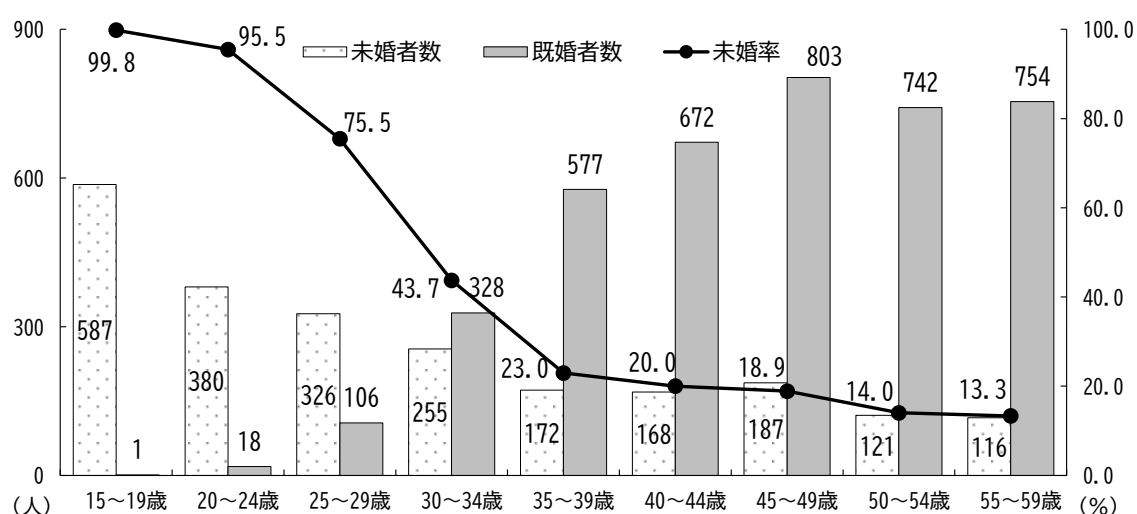
資料：人口動態統計

② 未婚率の状況

本町の年齢別の未婚者数をみると、(令和2年国勢調査)、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。未婚率についても20代後半では75.5%ですが、30代前半では43.7%に減少します。つまり30代前半では約6割が既婚者ということになり、婚姻年齢の中心層であることがわかります。

また、婚姻年齢の中心層(25～39歳)の未婚率を国、県と比較すると令和2年では男女ともに未婚率が国、県より低い傾向が見られます。

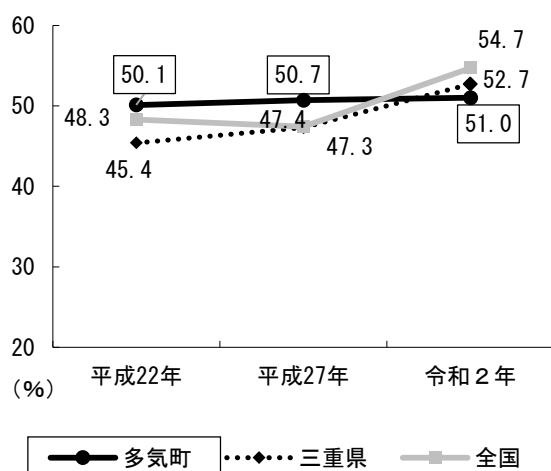
▼年齢別未婚者・既婚者の状況



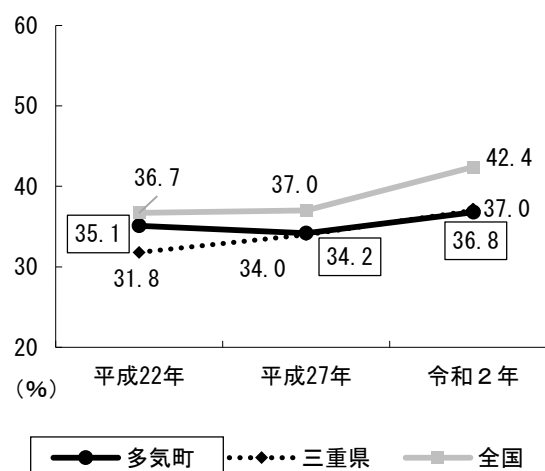
資料：令和2年国勢調査（離婚・死別は既婚者数に含む）

▼未婚率の比較（25～39歳）

男性（25～39歳）



女性（25～39歳）



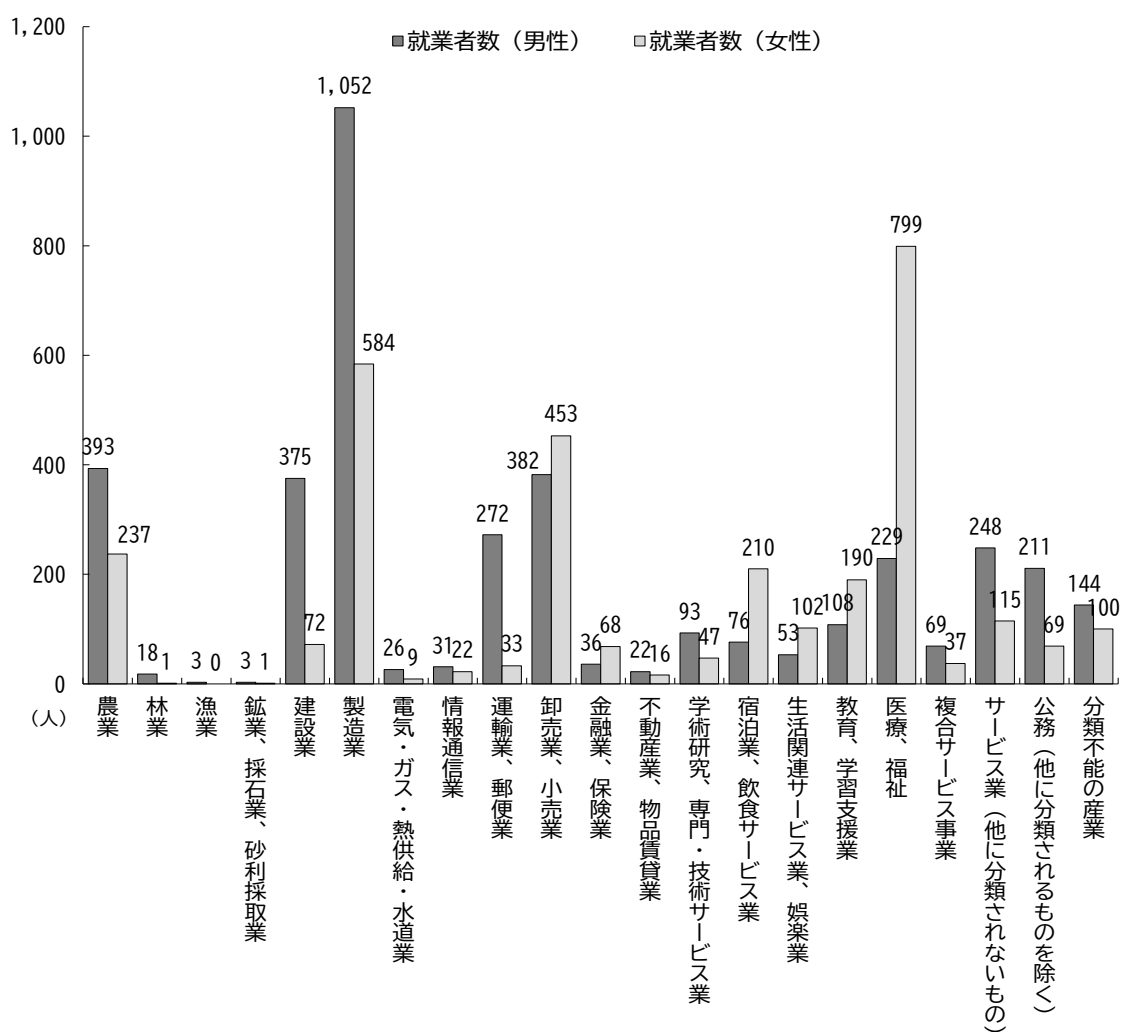
資料：国勢調査

(5) 労働の状況

① 産業別の就労状況

本町の産業別の就労者をみると（令和2年国勢調査）、男性は「製造業」、農業」、「卸売業、小売業」、「建設業」の従事者が多く、女性は「医療、福祉」、「製造業」「卸売業、小売業」の従事者が多くなっています。

▼産業別・男女別の就労状況



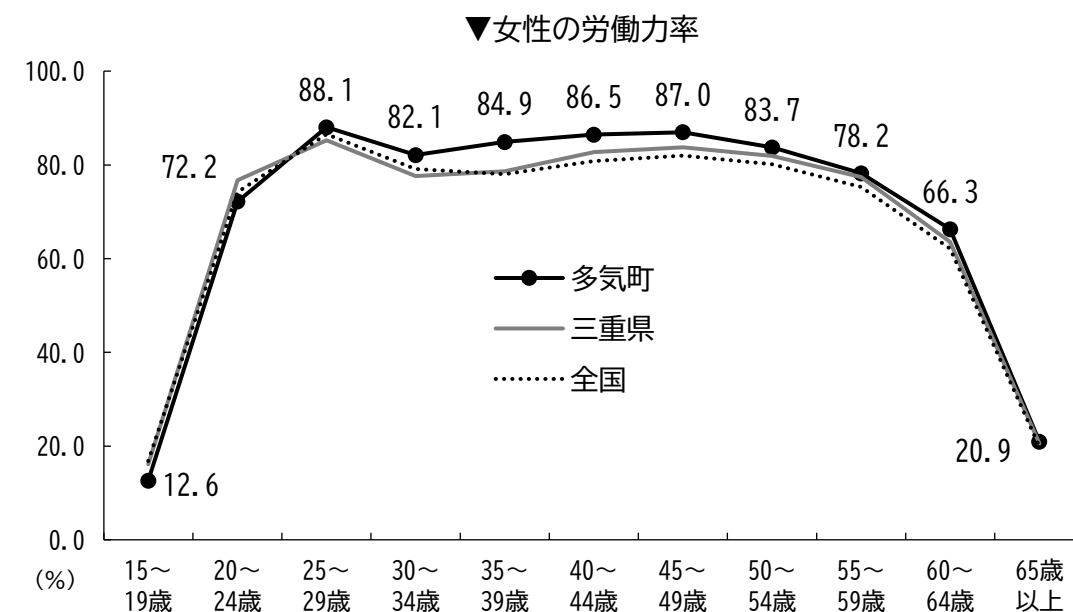
資料：令和2年国勢調査

② 女性の労働力率

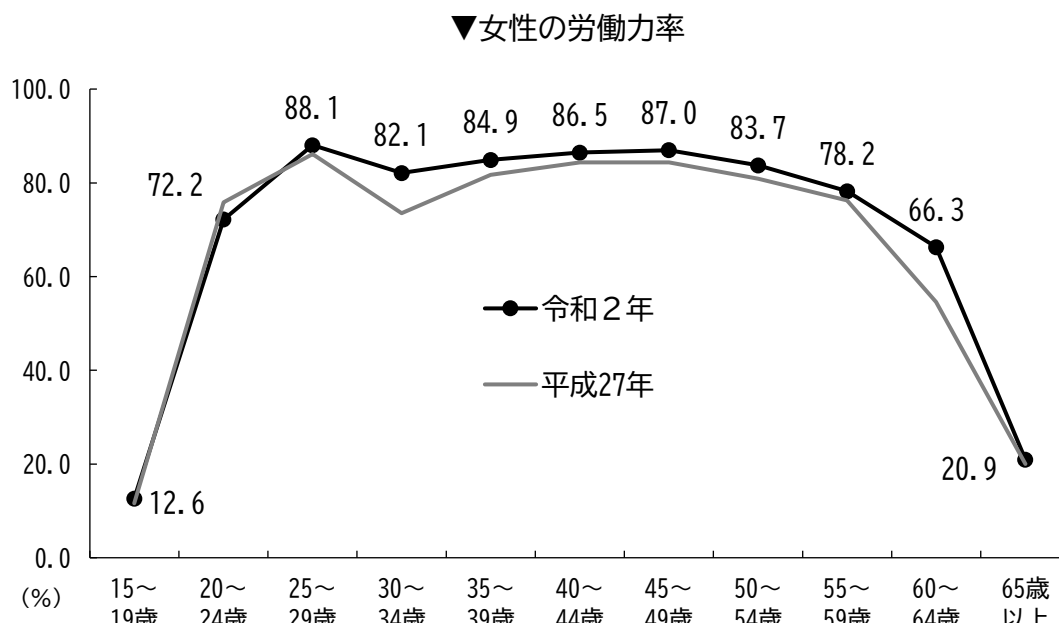
本町における年齢5歳階級別の女性の労働力率（人口に占める労働力人口[就業者と完全失業者]の割合）をみると、20代から労働力率が70%以上で推移し、50代後半から大きく減少してきます。

本町は各年齢層の労働力率が国、県に比べて、おおむね高い傾向にありますが、30代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M字カーブ傾向」がみられます。

また、平成27年と令和2年の労働力率を比較すると、全体的に労働力率が上昇しており、特に30代前半の労働力率が上昇しています。



資料：令和2年国勢調査



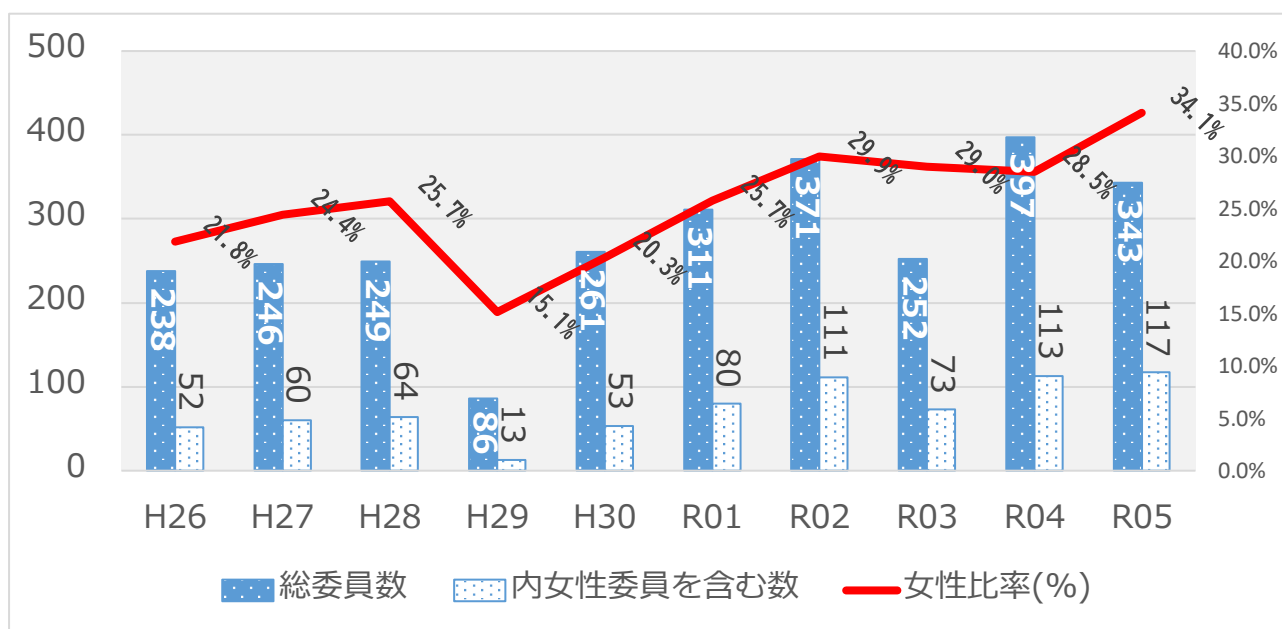
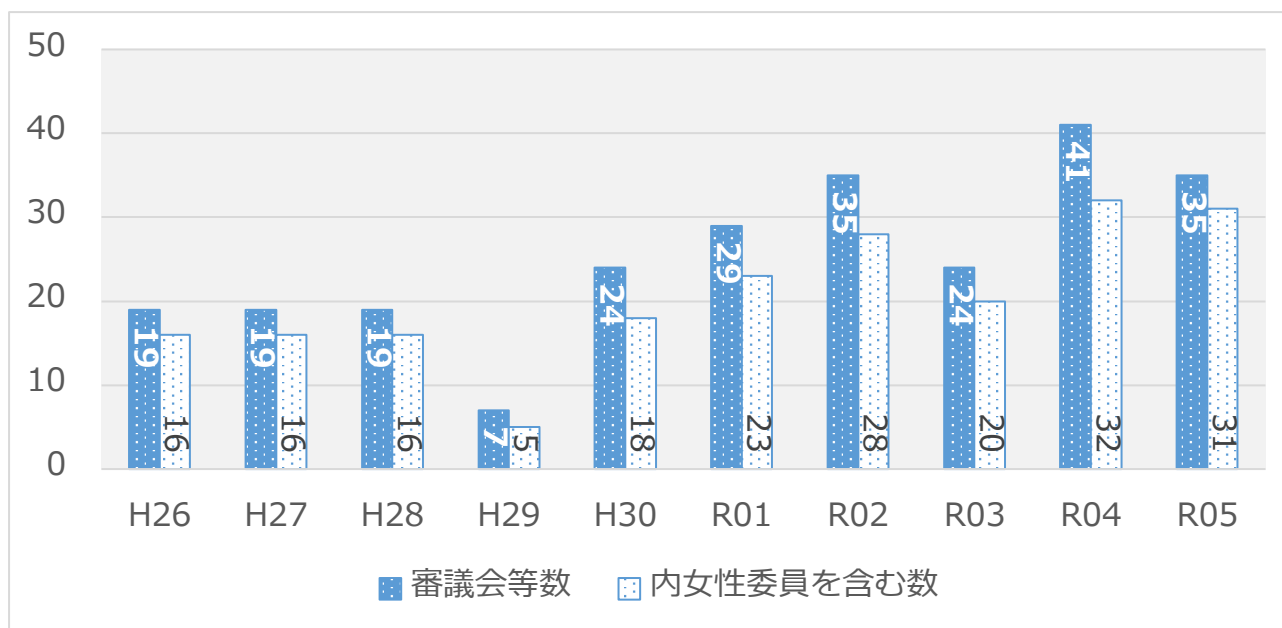
資料：平成27年・令和2年国勢調査

(6) 多気町における女性の登用状況

① 審議会等の状況

地方自治法に定める審議会等の委員については、平成 29 年以降増加傾向であり、令和 5 年度には登用される委員にしめる女性の割合が 30%を上回りました。

・地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における登用状況



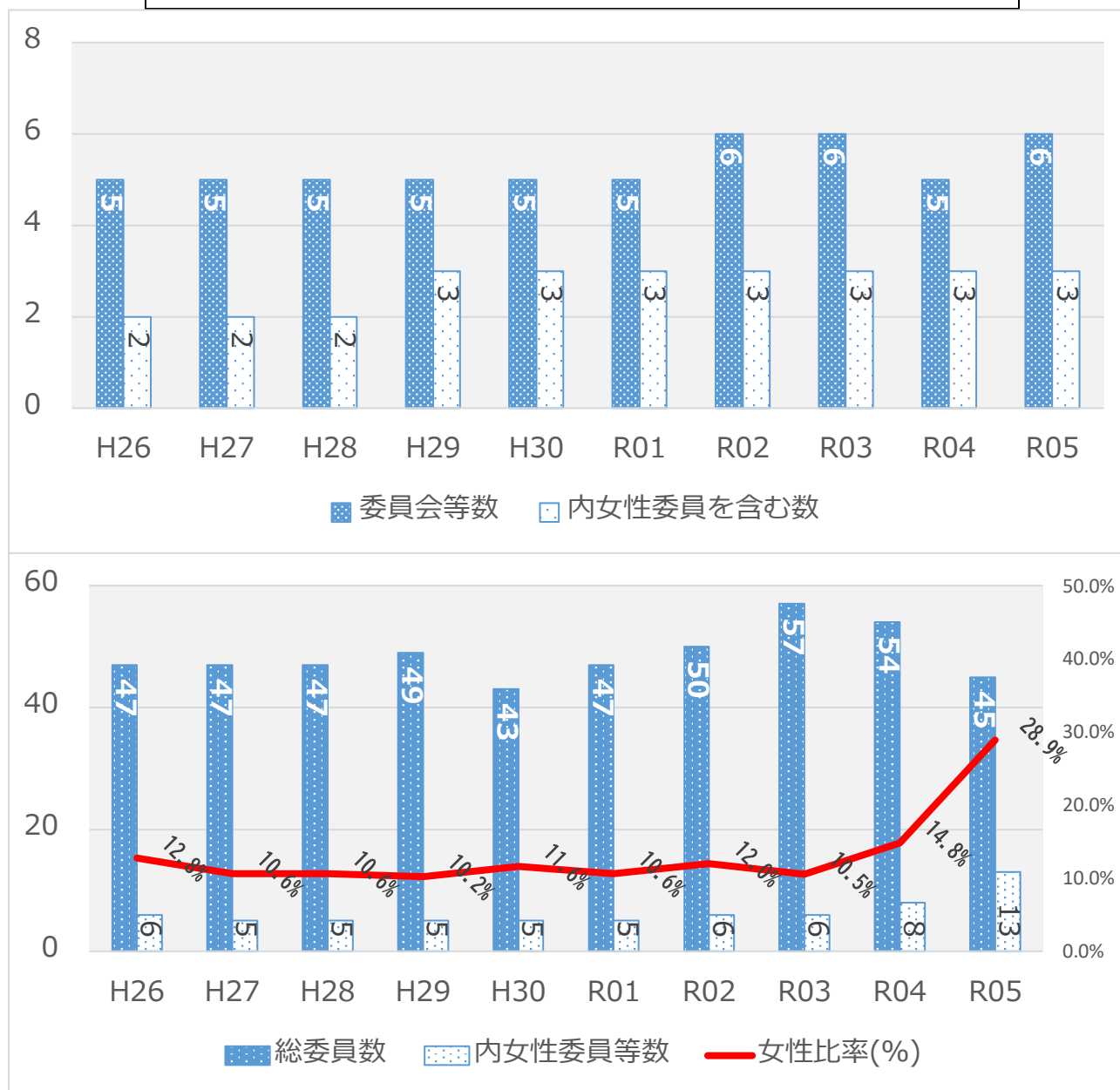
地方自治法

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

② 委員会等の状況

地方自治法に定める委員会等の委員についても、徐々に増加していますが、令和5年度においては28.9%と目標値の30%を若干下回っています。

・地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等における登用状況



地方自治法

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

2. アンケート調査結果の概要

(1) 調査目的

調査概要 地域福祉に関するアンケート及び中学生アンケート

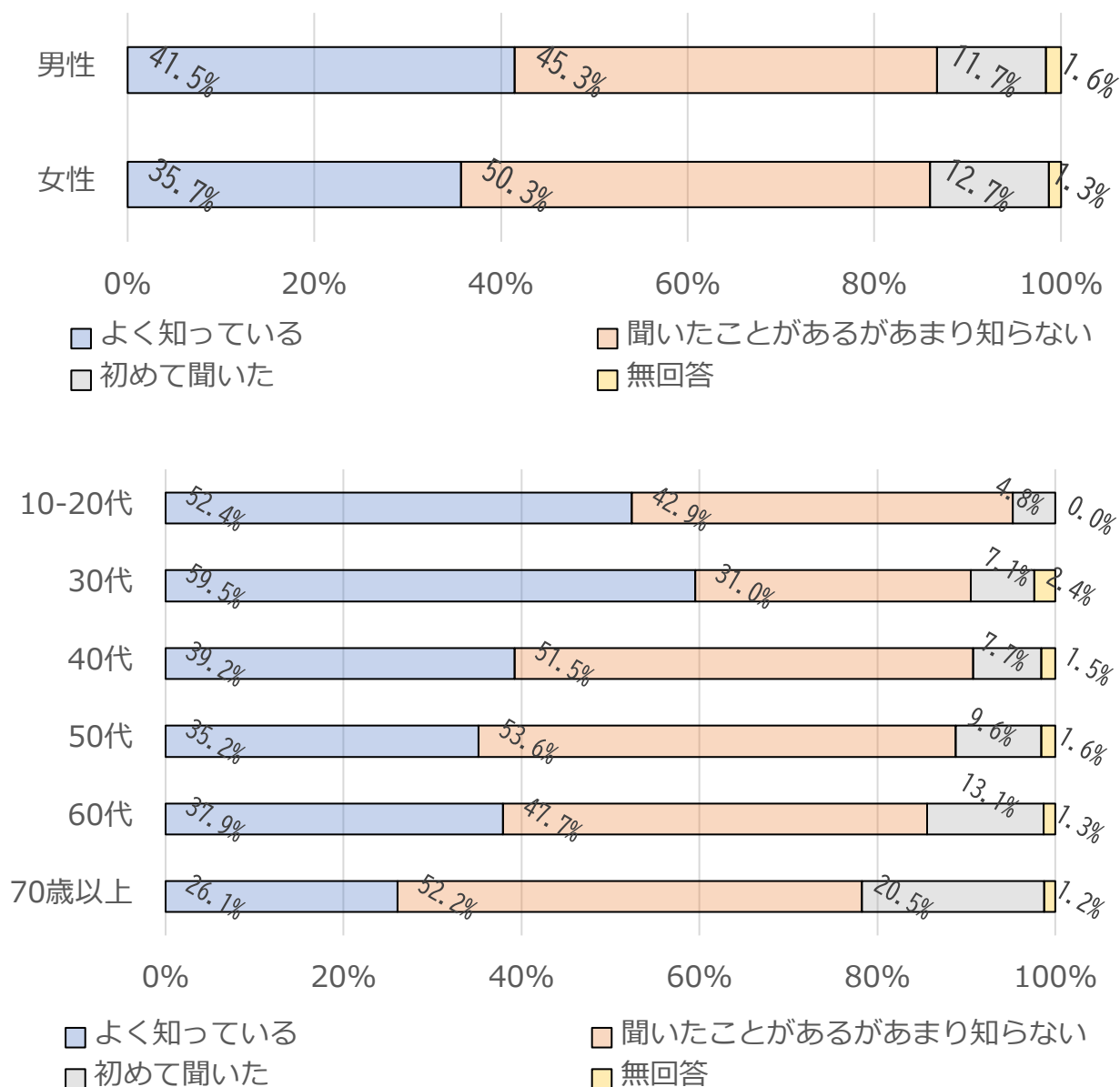
※地域福祉に関するアンケート：18歳以上の住民2,500人を対象に実施し697人から有効な回答を得ており、男女共同参画に関する設問を抜粋しました。

※中学生アンケート：多気中および勢和中の生徒を対象に実施し、139人から回答を得ました。

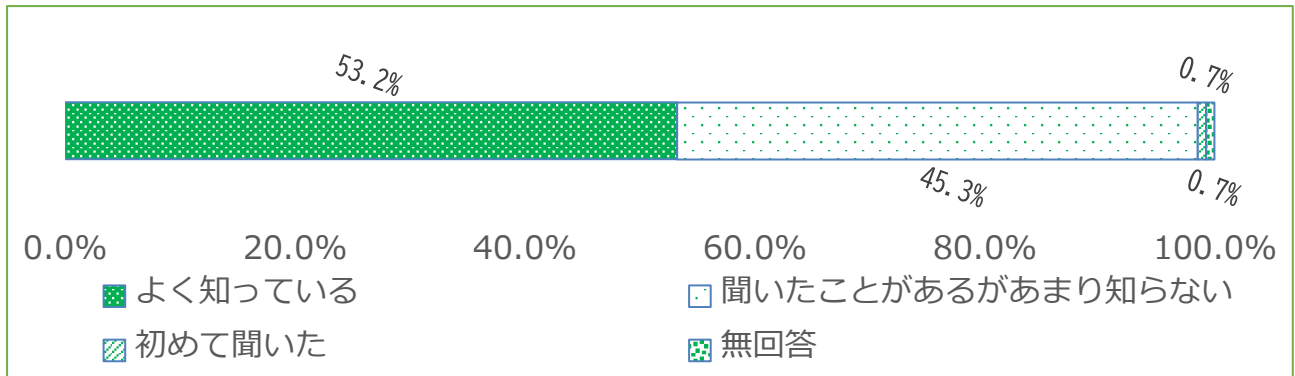
(2) 調査結果

① 持続可能な開発目標（SDGs）について（認知度）

【地域福祉に関するアンケート】



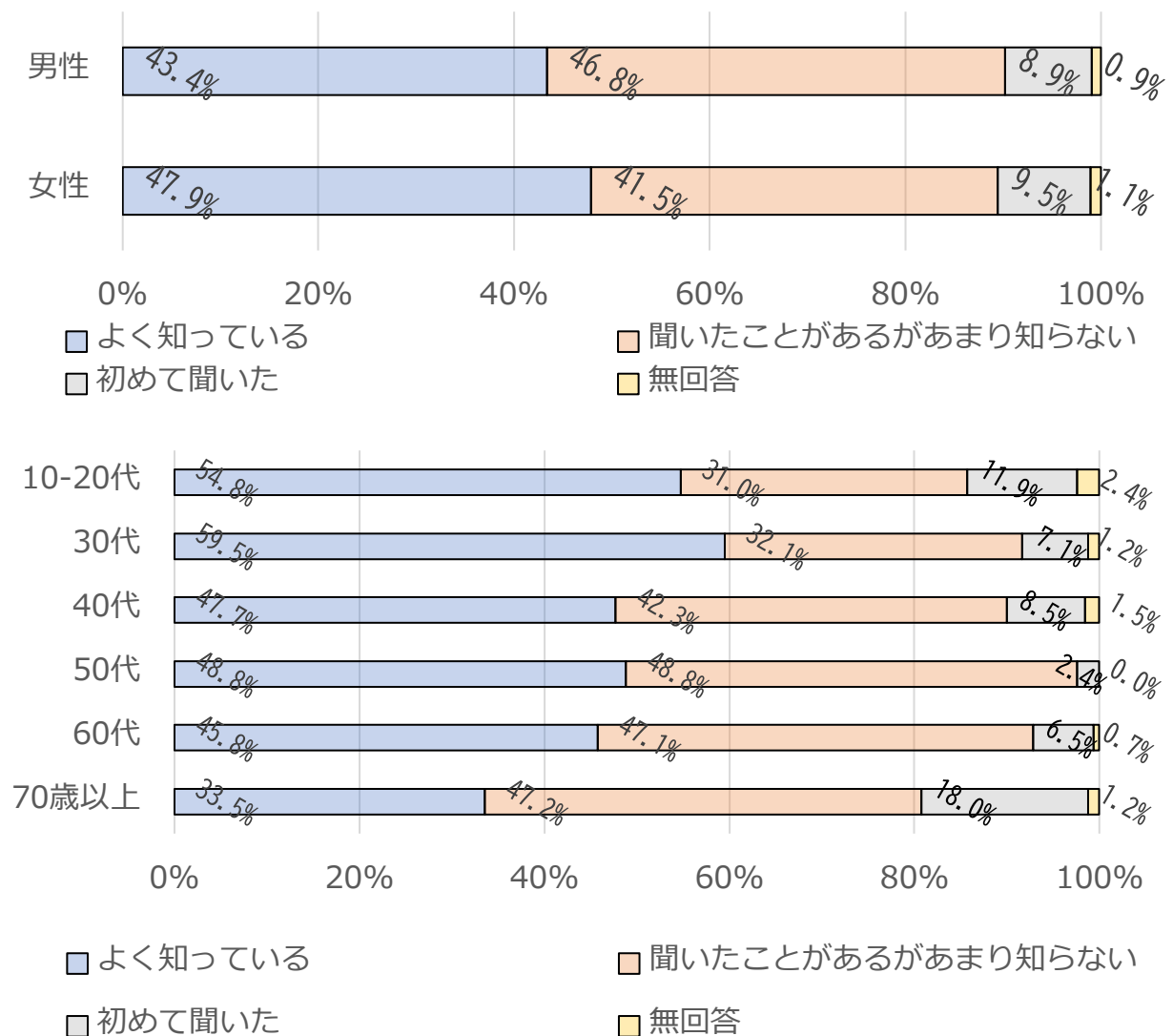
【中学生アンケート】



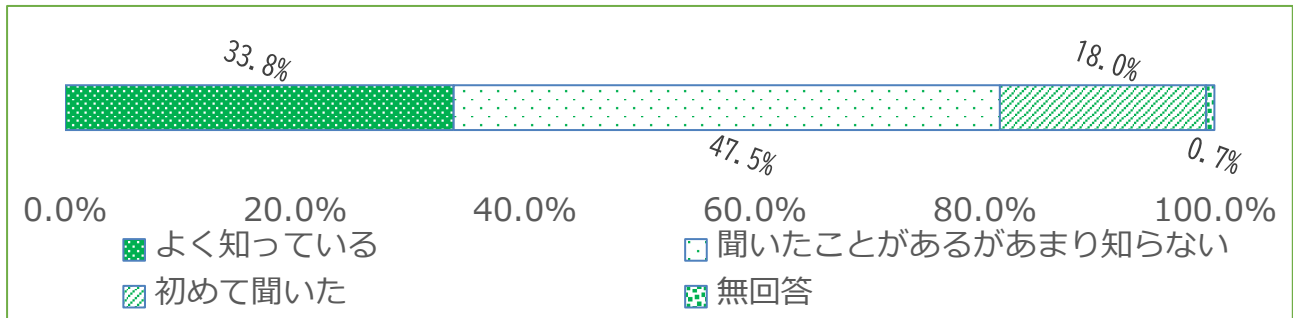
中学生を含む 30 歳代までは、「よく知っている」が 50%を超えますが、40 歳代以上になると 40%を切り、70 歳代以上になると 26%まで減少し「初めて聞いた」が 20.5%となっています。

② ジェンダー平等の実現について

【地域福祉に関するアンケート】



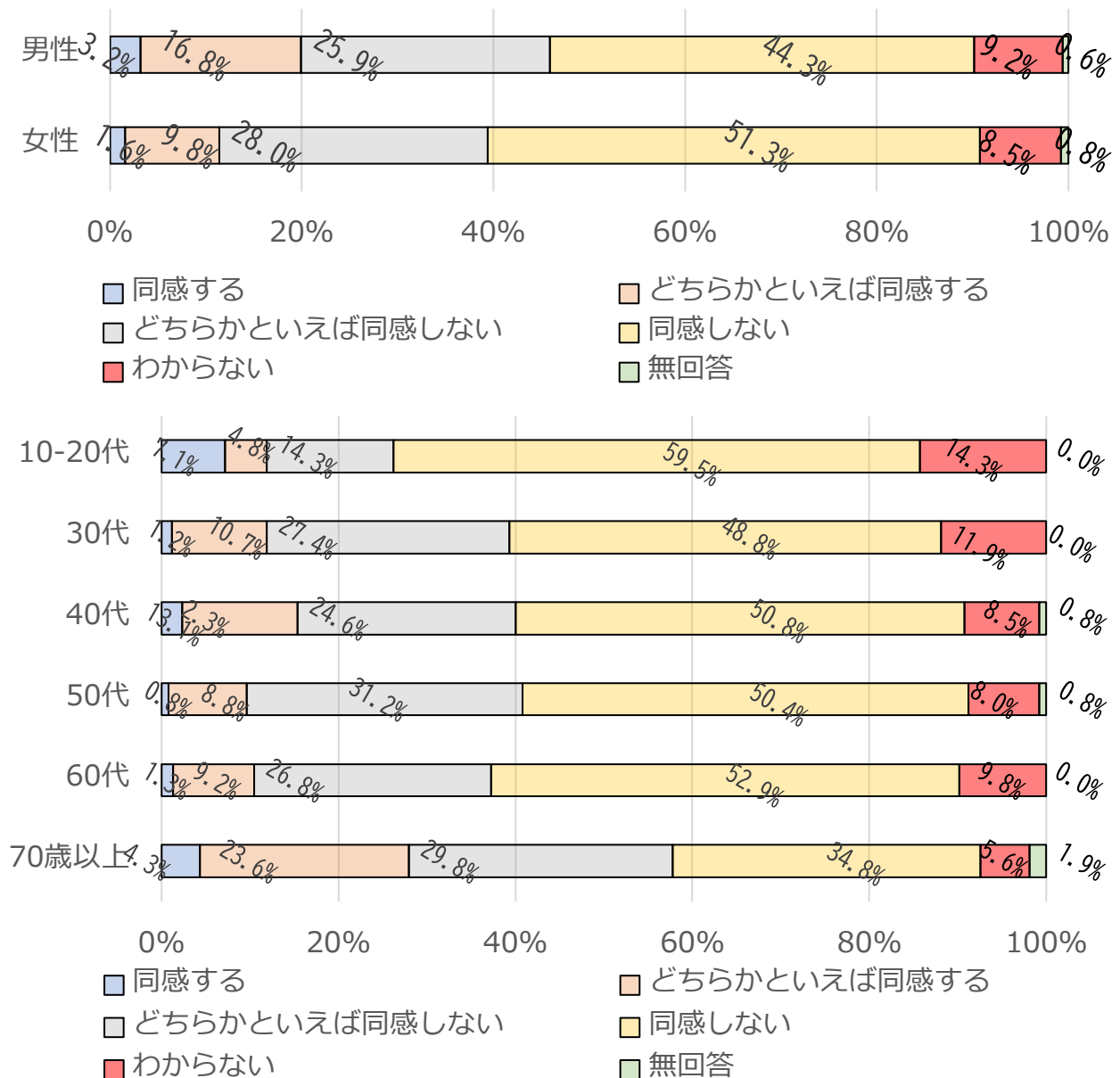
【中学生アンケート】



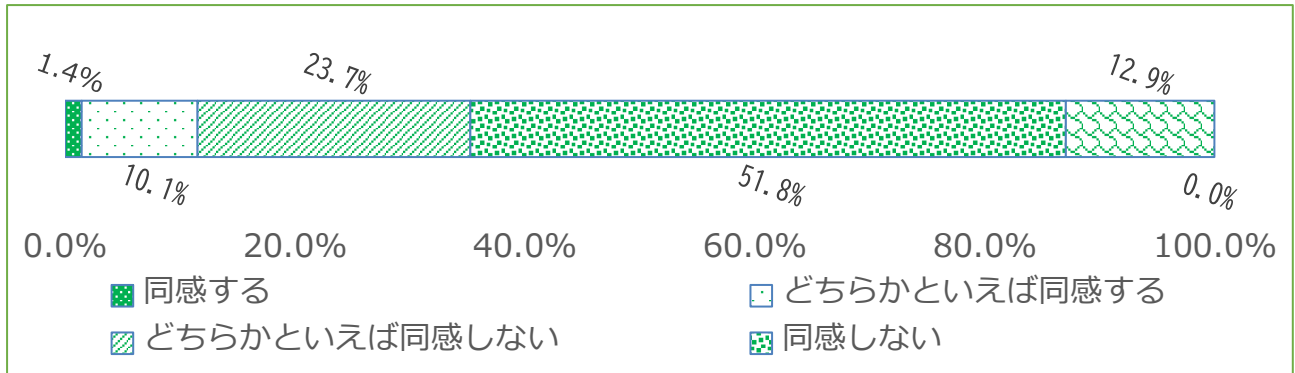
10～60 歳代は「よく知っている」が約 50%ですが、70 歳代以上と中学生はそれぞれ約 33%に留まり、これらの年代への周知・啓発が必要です。

③ 固定的役割分担の「意識」について

【地域福祉に関するアンケート】



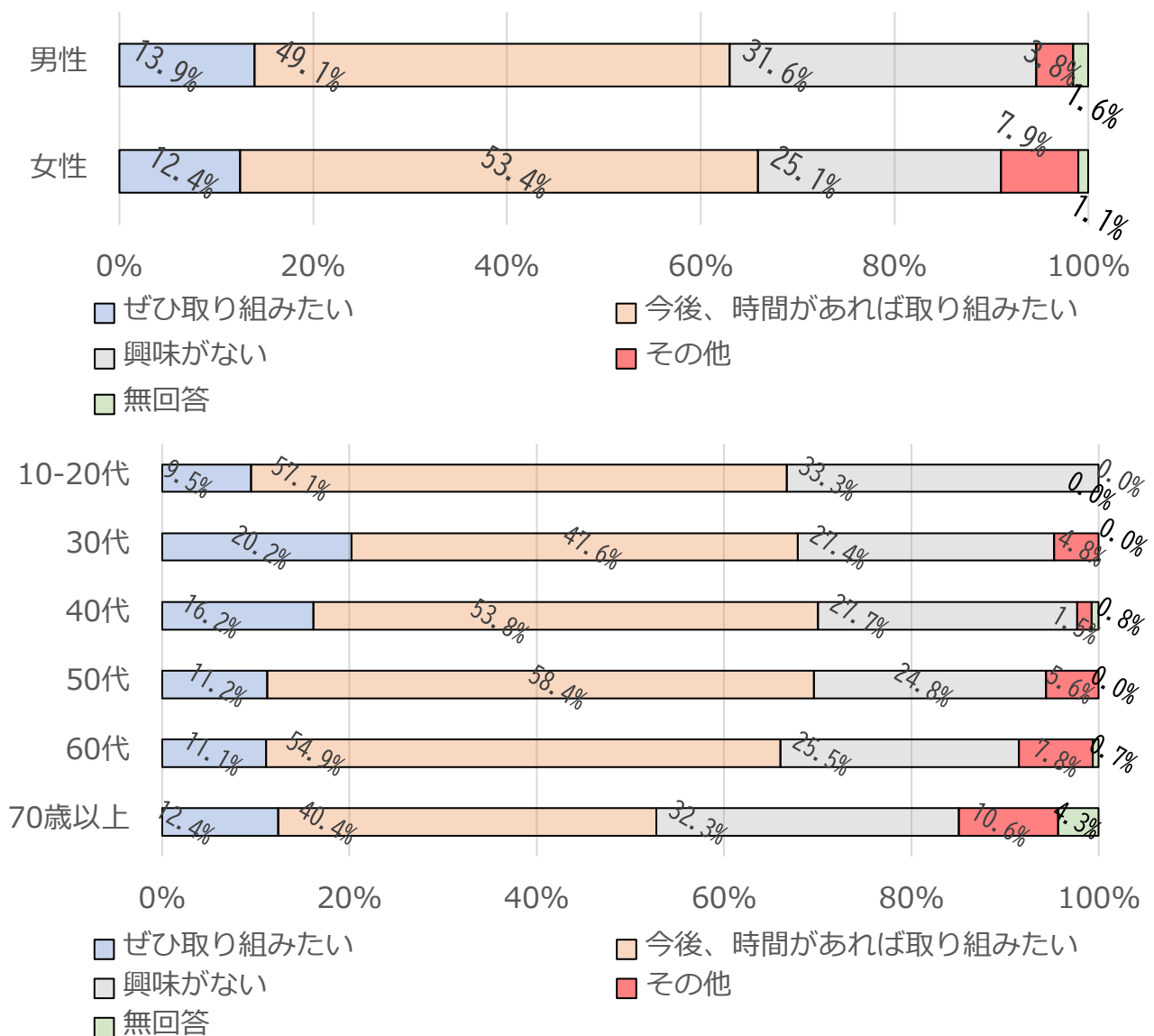
【中学生アンケート】



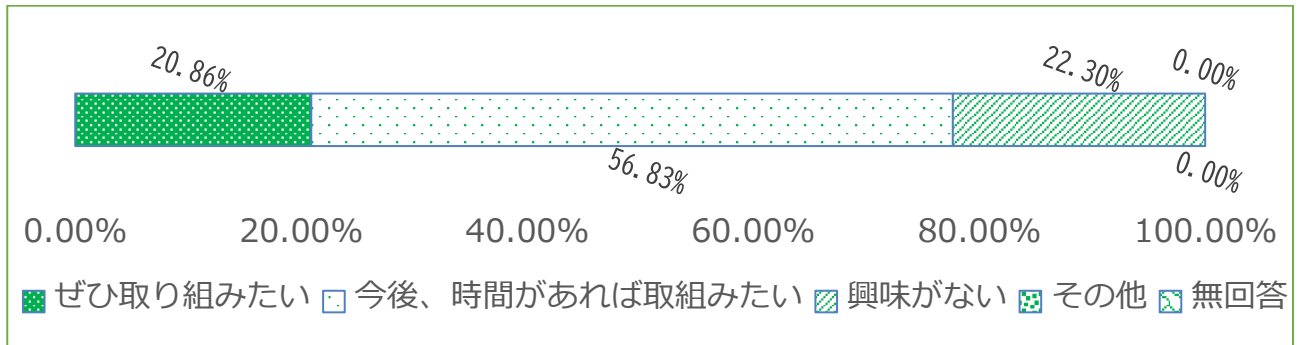
「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担には中学生から 60 歳代までが同意しないが約 50%を占め、どちらかといえば同意しないと合わせると 70%を超えています。

④ 男女共同参画への取り組みについて

【地域福祉に関するアンケート】



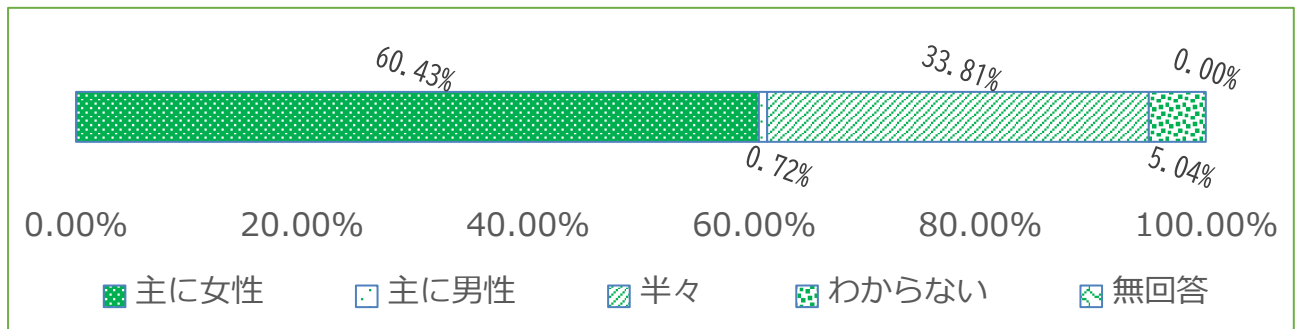
【中学生アンケート】



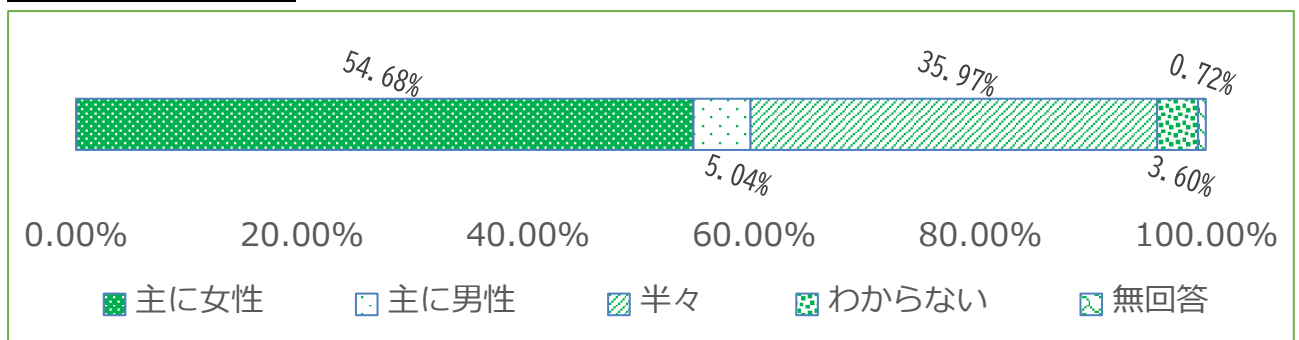
男女共同参画への取り組みも、中学生を含む 10～60 歳代までの約 70%が、ぜひ取り組みたい、時間があれば取り組みたいと回答しています。

次世代を担う中学生には、男女共同参画に関してさらに詳細なアンケートを行いました。

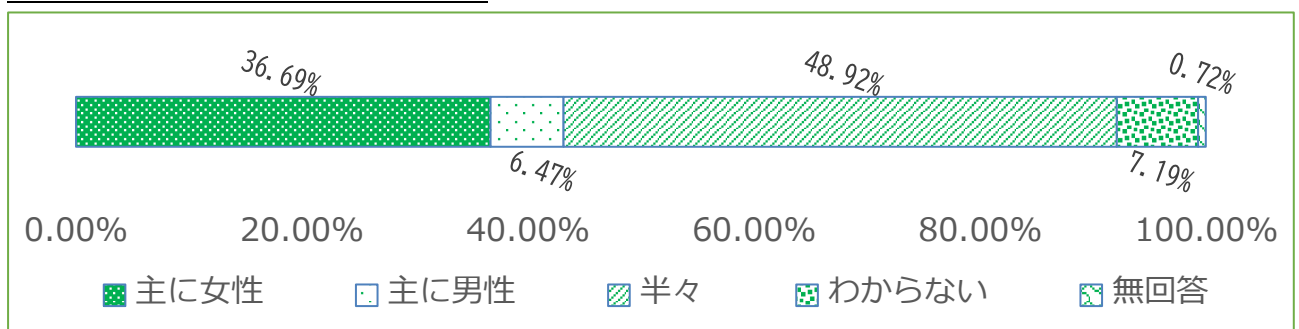
⑤ 食事の準備について



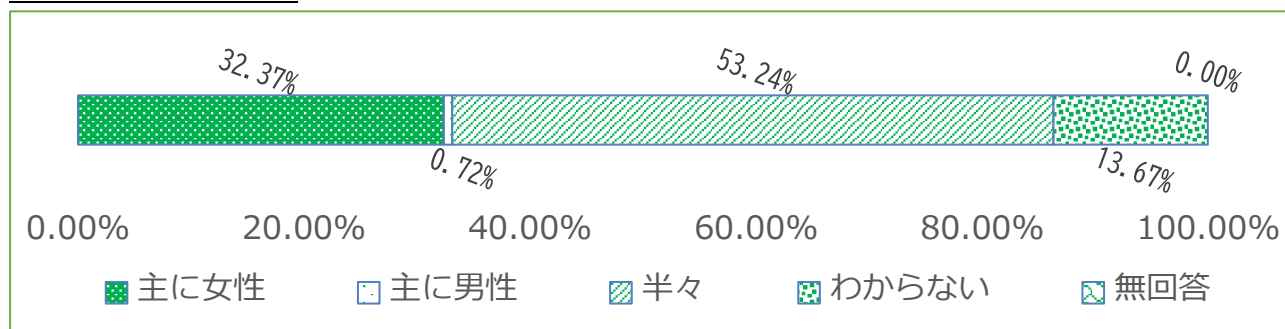
⑥ 洗濯について



⑦ 食事のあと片付けについて

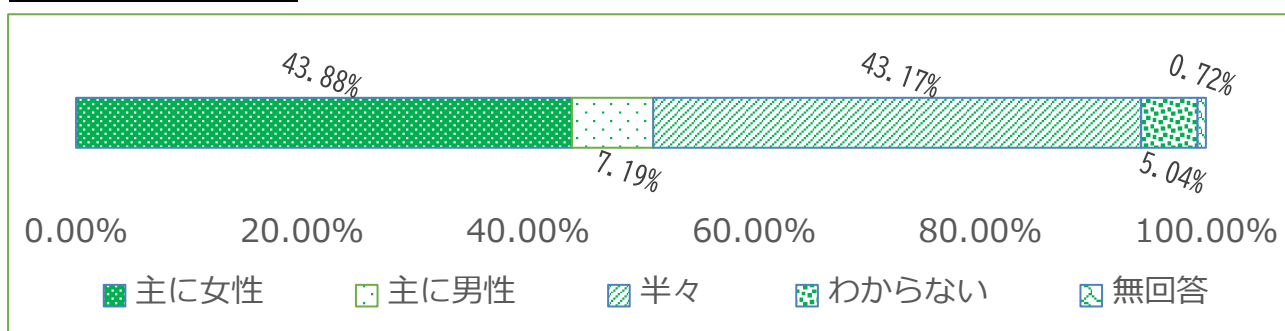


⑧ 育児について

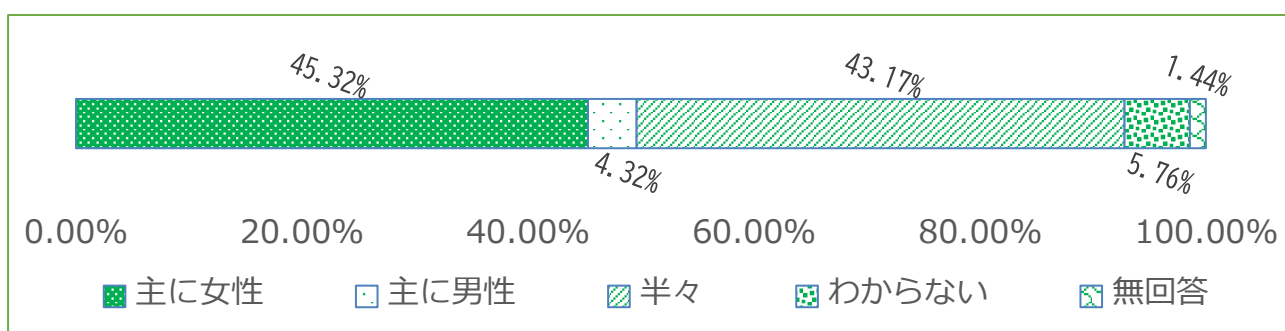


食事の準備と洗濯は、約 60%の家庭で女性が担っていますが、後片付けと育児は約 50%の家庭が半々と回答しています。

⑨ 掃除について

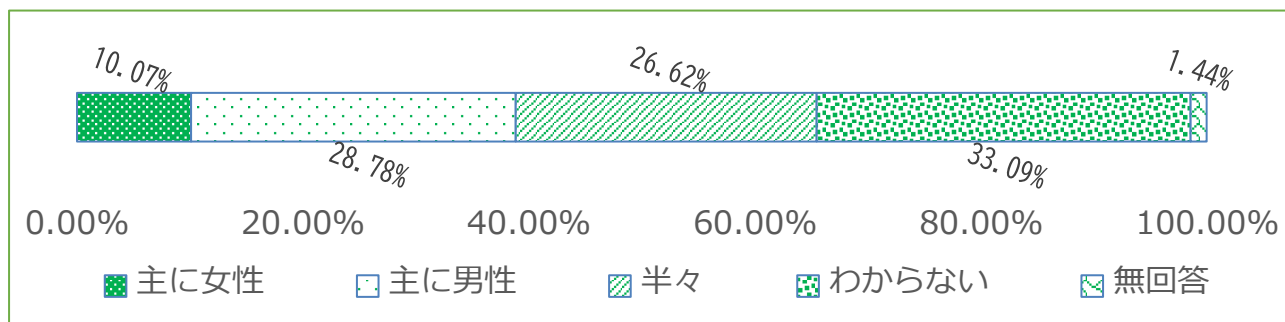


⑩ 日用品の買い物について



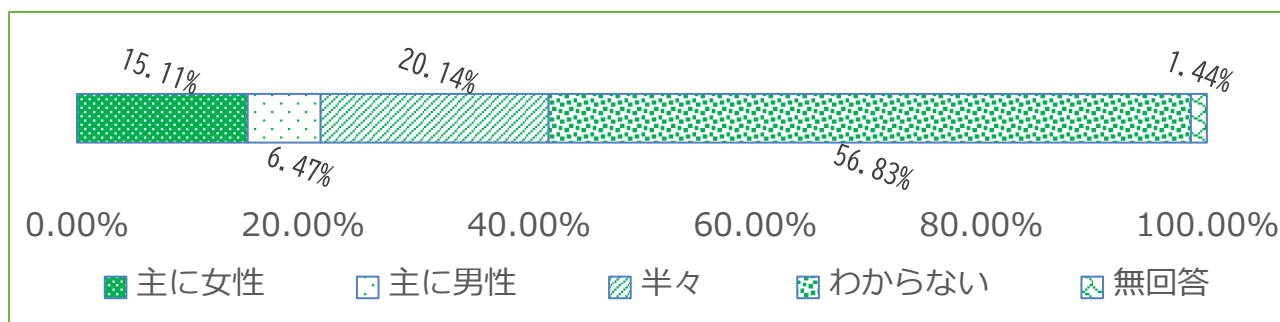
掃除と日用品の買い物は主に女性、主に半々がほぼ同数です。

⑪ 地域活動（自治会等）について



自治会等の地域活動は、主に女性が 10%に留まり、半々と合わせても 40 %に満たないことから女性の自治会等といった地域活動への参加が進んでいないことがわかります。

⑫ 介護について



介護のついては、56%がわからないと回答し、半々が 20 %、主に女性が 15%と回答しています。

中学生アンケートにおいては、全体的に見て女性の分野とされた「家庭」に男性が参加していることがわかりますが、地域活動といった分野では女性の参加が進んでいないことが見て取れます。

第3章 基本計画方針

1. 基本理念

「多気町男女共同参画推進条例」は、町民、事業者並びに町は「さまざまな考えや価値観を認めあう男女共同参画社会をめざして」を基本理念として男女共同参画を推進すると定めています。

SDGs（開発可能な目標）は2015（平成27）年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために2030年度までに達成すべき国際目標として「ジェンダー平等の実現」など17のゴール（目標）を掲げています。



2. 困難な状況の人々

社会には多種多様な困難を抱えている人々がいます。非正規雇用労働者、高齢者、障害者、ひとり親家庭、外国人労働者などがその代表例です。彼らは、雇用の不安定さ、生活の不安、偏見や差別など、日々多くの困難に直面しています。

女性の場合、非正規雇用・正規雇用を問わず、昇進や給与における差別、ハラスメントのといった性差別の問題があります。またひとり親家庭では、加えて育児と仕事の両立に苦しむことが多く、経済的な支援が不足していることがあります。家庭内でも暴力を受け、逃れる場所や支援が不足している場合があります。外国人の場合、言語や文化の壁、法的

な制約などから、社会に適応することが難しい場合があります複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

家庭や地域での男女共同参画を推進し、女性が働きやすい職場環境を構築することは、様々な困難に直面している人々への対応にとって不可欠です。これらの取り組みは、家庭内や地域社会におけるジェンダー平等を促進し、女性が経済的に自立しやすい環境を提供することを目指します。また、働きやすい就業構造への改革は、女性が安心して働ける環境を作り出し、職場における男女平等を推進することにつながります。これにより、性別に関わらず全ての人が平等な機会を享受できる社会が実現し、様々な困難な状況に置かれている人々に対する支援がより効果的になります。

多気町は、不当な差別を根絶し、人権が尊重される社会を実現するために、「多気町人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。この条例を基盤に、「多気町人権施策基本方針」を策定し、町全体で具体的な取り組みを進めています。

この方針により、全ての住民が公平に扱われる環境を整備し、差別のない社会を目指して様々な施策が実行することで住民一人ひとりの人権が尊重される、豊かで調和の取れた地域社会の形成を目指しています。

3. めざす社会

多気町人権施策基本方針では、長年にわたり様々な分野で男女の性別に基づく固定的な役割分担が続いてきた意識を払しょくし、男女が同等の立場で社会を構成する対等の相手として、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現を目指しています。

この方針に基づき、男性も女性も互いに尊重し合い、多様な価値観を受け入れることで、共に発展していく社会を築くことを目的としています。

また、社会環境や生活形態の変化に伴い、ドメスティックバイオレンス（DV）、セクシャルハラスメント、児童虐待、ひとり親家庭などの問題が増加しています。これらの問題は女性や子どもに対する身体的、性的、心理的な暴力を引き起こし、多くの人々が困難な状況に置かれています。これらの状況から女性や子どもを保護し人権を守るため、包括的な施策を通じて女性や子どもの人権を擁護し、すべての人が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

第4章 施策の展開

1. 男女がお互いを尊重し支え合いながら活躍できる社会の実現

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

【めざす姿】

各種制度や政策、経営などの方針決定の場において、多くの女性が積極的に登用され、多様な視点や意見が反映される社会をつくれます。

■成果指標

項 目	現状（R5）	目標（R11）
審議会などにおける女性委員の割合	34.1 %	増加
役場における女性管理職の割合	23.8 %	30 %
農業委員会における女性委員数	7.1 %	30 %

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成していくためには、政策や方針過程において、あらゆる分野で女性の視点を取り入れていくことが重要です。

本町では、毎年、審議会などの委員の女性委員登用状況調査を実施しています。令和5年度における登用率の実績は、委員実人数の34.1%となっており目標の30%を上回っています。

一方、町職員における女性管理職の割合23.8%は県平均30.3%を下回っています。男女共同参画社会の形成に向けた基盤を強化していくためにも、人材確保やポジティブ・アクション（積極的改善措置）に対する理解を深めつつ、より一層の女性の登用を進めていく必要があります。

また、農家の代表として、主に農地の賃借・売買・転用の許可事務等、地域農業の振興に関する活動を行う農業委員についても、女性の参画を一層促進していきます。

【施策の方向性】

① 審議会・委員会などにおける積極的な女性の登用

各種審議会・委員会など附属機関への女性委員の積極的な登用を進めます。

■ 具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
審議会などの委員の女性委員登用 状況調査	毎年4月1日を基準日として、審議会等委員の女性委員登用状況調査を実施します。

② 町職員における女性管理職の積極的な登用

本人の意欲や能力を重視した人事配置を基本とした上で、管理職への登用を積極的行います。

また、女性が管理職になることへの意識醸成や管理職になりやすい環境づくりを進めます。

■ 具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
特定事業主行動計画	性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍するよう職域を拡大し、多様な職務や役職へ積極的に配置します。

（２）職場における女性活躍・男女共同参画の推進

【めざす姿】

男女の均等な機会および待遇が実質的に確保され、女性はその個性と能力を最大限に発揮できるよう推進します。また、性別にかかわらず、働きやすい環境を整備し、キャリアを継続できる環境づくりを進めていきます。

■ 成果指標

項 目	現状（R5）	目標（R11）
「女性の大活躍推進三重県会議」の会員となる企業数	6 件	増加
役場における男性の育児休業取得率	50.0 %	100 %
役場における配偶者出産休暇取得率	100 %	100 %
役場における男性の育児参加休暇取得率	100 %	100 %

【現状と課題】

働くことは生活の経済的基盤であり、自己実現に繋がる重要な要素です。また、経済の活性化の観点からも、ダイバーシティの推進や多様な視点によるイノベーションの促進は重要な意義を持っています。

地域福祉に関するアンケートでは、「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担の「意識」について、女性の回答が『同感する。どちらかといえば同感する』の合計が11.4%であったのに対し、男性は20.0%であり、『どちらかといえば同感しない。同感しない』の合計は女性が79.3%、男性が70.2%と男女間での認識の差が見られました。

性別にかかわらず、全ての人が個性や能力を発揮できる社会を形成するためには、雇用機会均等法などの周知や遵守に向けた啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や多様で柔軟な働き方を選択できる雇用環境の整備が必要です。

【施策の方向性】

① 女性活躍、男女共同参画のための職場環境の整備促進

職場において男女の均等な機会や待遇を実質的に確保するため、関係法令の理解と遵守を促進します。これにより、女性が能力を十分に発揮できる環境を整えます。

さらに、女性の採用、職域の拡大、管理職への登用を推進するために、事業者に対して積極的な取り組みを働きかけます。特に優れた取り組みを行っている事業者を HP やパンフレットで紹介し、積極的に PR を行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
特定事業主行動計画	女性の活躍推進や男女ともに働きやすい職場環境を目指し、雇用環境の整備や仕事と家庭の両立を支援する制度の活用を促進します。
「女性の大活躍推進会議」の会員となる企業数	三重県の取り組みを町 HP など周知し、活動の理解促進を図ります。

② 多様な働き方ができる環境整備とワーク・ライフ・バランスの推進

短時間勤務制度や育児休業・介護休業の積極的な取得の推奨など、多様な働き方ができる環境整備とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
特定事業主行動計画	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを行い、職場における働き方の意識改革を推進します。
育児・介護休業制度の活用促進	仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができるよう、役場において男女ともに取得できる育児休業・介護休業制度の活用を促進するとともに、事業所や地域活動団体に向けて、制度の周知を図ります。

③ 農林業・商工自営業における女性活躍、男女共同参画の推進

女性が経営活動や方針決定に関わるための意識啓発と、能力を発揮しやすい環境整備を促進します。また、女性の視点や経験を活かし、起業や事業承継に関する情報提供や支援を推進します。

■ 具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
女性農林業者活躍のための環境づくり	農村女性アドバイザーの活動事例を紹介したり、各種地域団体を通じた啓発を行ったりするほか、県などが主催する研修会等の情報提供を行い、女性農林業者が従事しやすい環境づくりに努めます。

(3) 家庭における男女共同参画の推進

【めざす姿】

家族がコミュニケーションを深めながら、性別にかかわらずそれぞれが責任を担い、協力して家庭生活を築ける取り組みを進めていきます。

■ 成果指標

項 目	現状 (R5)	目標 (R11)
放課後児童健全育成事業の待機児童数	0 人	0 人
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用者数	50 人	増加
家庭において男女が共に介護に参加する割合	20.0 %	増加
子育て支援センターの男性の利用率	2.1 %	増加

【現状と課題】

家庭生活は、より身近な男女共同参画の場であり、家庭内での理解を深めるとともに、実践の場とすることが重要です。町民アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しないと回答した人が大半を占めています。しかし、実際に家事や育児に費やす時間は女性の方が圧倒的に長く、主に女性が担っている現状があります。

本町では、男性の積極的な家事・育児の実践を促進するため、父親相談支援やパパママサロンなどを開催しています。今後は、幅広い世代の男性が積極的に家事などを実践できるよう支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、育児や介護を社会全体で支えるサービスの充実を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

① 男性の家事や育児、介護等への参画促進

男女がコミュニケーションをとり、お互いに理解を深め、協力し合いながら、家事や育児・介護等の責任を分担できるよう、意識啓発を行い、必要な知識や技能の習得を支援します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
家事・育児・介護等への意識啓発	男性の積極的な家事・育児・学校行事・介護等へ取り組む意識啓発を通して、さらなる男女共同参画の推進を目的とした研修を実施します。
出生届を提出に来庁した父親との面談	出生届を提出に来庁した父親との面談を行うことにより、母親へのサポート体制の強化を促します。

② 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児および介護を社会全体で支えていくための意識啓発や体制の整備を行い、育児や介護の負担を抱える家庭を支えるために、多様で質の高い保育サービスの整備・充実と、適正で質の高い介護サービスの提供を推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等の理由で昼間家庭にいない小学校児童に、放課後などに適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	援助会員を確保するとともに、依頼会員のニーズや、ファミリーサポート機能の充実を図り、利用促進に努めます。
多様な保育サービスの充実	子育ての悩みや不安を感じた保護者が気軽に相談できる環境整備を図るとともに、働く親の多様な就労形態にあった延長保育などの保育サービスの充実を諸団体と連携し、推進します。
介護保険制度の理解促進	介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で長く生活を続けられるよう、また、介護を担う家族の負担を軽減するため、介護保険制度の理解促進、介護保険サービスの利用方法などの周知を図ります。

（４）地域における男女共同参画の促進

【めざす姿】

地区や自治会、ボランティア団体、各種サークルなど、地域の各種活動団体において、男女が協力して運営し、性別にかかわらず誰もが参加できる環境をつくっていきます。

■成果指標

項 目	現状（R6）	目標（R11）
自治会等の地域活動へ参加する女性の割合	10.1 %	28.8 %

【現状と課題】

活力があり、持続可能な地域社会を実現するためには、性別にかかわらず誰もが地域活動や地域づくりに参加することが重要です。中学生アンケート調査では、自治会等の地域活動に参加している女性の割合は 10.1%で、男性の 28.8%と大きな差があります。

また、すべての自治会で男性が会長を務めていることから、固定的な性別役割分担の意識がうかがえます。

性別にかかわらず誰もが地域活動や地域づくりに参加できる環境を整えるとともに、女性の意見を取り入れ反映させるため、組織・団体における女性リーダーの増加が必要です。

【施策の方向性】

① 地域活動を牽引する女性リーダーの育成

各種講座や研修、ワークショップなどの取り組みを通じて、地域活動においてリーダーとして活躍する女性人材の育成・確保に努めます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
女性活躍のための環境づくり	女性リーダーの活動事例を紹介したり、各種地域団体を通じた啓発を行ったりするほか、国や県などが主催する女性リーダー育成講座やセミナーの情報提供を行い、地域における女性リーダーの育成に努めます。

2. 誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現

(1) あらゆる暴力などの予防・根絶に向けた取組の推進

【めざす姿】

DV や性犯罪などの暴力は心身を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して容認しないという社会的認識を醸成していきます。また、発生を防ぐための環境や被害に遭った場合の相談支援体制の構築を図ります。

■成果指標

項 目	現状 (R5)	目標 (R11)
困難な問題を抱える女性の相談件数・人数	10 件・8 人	増加
シェルターなどに保護した人数	0 人	0 人

【現状と課題】

DV や性犯罪などの暴力は重大な人権侵害であり、被害者の心身に深刻な傷を負わせるものです。近年、SNS の普及に伴い、暴力の形態が多様化し、若年層への被害も拡大しています。一方で、DV や性犯罪は被害を隠すケースや相談できないケースが多く、実態が見えにくくなっています。

本町では、警察などの関係機関と連携し、緊急時には一時保護を行い、加害者と分離して安全を確保しています。また単独での解決が難しい場合には警察や三重県女性相談支援センター、法テラスなどの関係機関につなぎます。

今後は、あらゆる暴力を容認しない意識の醸成とともに、相談しやすい環境づくりや窓口での適切な対応、専門的な相談窓口や支援制度の周知を進める必要があります。また、関係機関や団体と連携し、SNS による犯罪被害防止、デート DV 防止など、若年層への意識啓発を強化していく必要があります。

【施策の方向性】

① 暴力を断じて許さない社会規範の醸成

関係団体などと連携し、暴力を許さない社会づくりの推進や地域で見守り、早期発見につなげるための取り組みを推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
パートナーへの暴力行為を許さない意識づくり	DV など、パートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのため、町民の意識を変えていくための広報活動を充実し、町民を対象とした研修会、講演会を開催するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。

② パートナーからの暴力の防止及び被害者の保護などの推進

県や警察などの関係機関と連携し、相談支援体制の強化と周知を図ります。また、被害者やその子どもの状況やニーズに応じた途切れのない支援を行うための連携体制を構築・強化し、被害者の自立支援にも取り組みます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	日常生活や社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性が安心し、自立して暮らせるよう相談支援を充実します。
DV 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進	DV 被害者の緊急性を適切に判断し、三重県女性相談支援センターや警察署などと連携して、被害者の安全確保に努めます。

③ セクシュアルハラスメント防止対策の推進

様々な機会・媒体を通じて、セクシュアルハラスメントの防止に関する法令・制度の周知・啓発を図ります。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
職員などに対する周知・啓発	職場などでのあらゆるハラスメント防止のため、相談窓口を設置するとともに、支援に関する情報提供により意識啓発を図ります。
町内事業所などで勤務する人へのハラスメント防止に関する情報提供	関係機関や団体などと連携し、町内事業所などで勤務する人へ各種ハラスメント防止に関する情報提供を行います。

④ 子ども・若者を性犯罪・性暴力から守るための取組の推進

家庭や学校教育などにおいて、SNS の利用におけるリスクを啓発するなど、犯罪被害やデート DV を防ぐための教育・啓発を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
生命の尊さを学び、一人ひとりを尊重する教育の推進	自分や相手を大事にする態度を発達段階に応じて身に付け、嫌なことをされたときに援助を求めるなど、自分の身を守ることの重要性を学ぶことで、若年層における性被害・加害の未然防止を図ります。

⑤ 相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知

DV や性犯罪、セクシュアルハラスメントなどに関する各種相談窓口や支援制度などの周知を図るとともに、SNS を活用するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。

■ 具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
相談窓口の周知	国・県・町が設置する DV や性暴力被害に関する相談窓口について、様々な機会や媒体を通じて、周知を図ります。

(2) 困難に直面している女性などへの支援

【めざす姿】

ひとり親や貧困、生活上の困難に直面している女性などが、安心して自立した生活を送れるよう、就労や生活面で個々に寄り添った支援を提供します。

■ 成果指標

項 目	現状 (R5)	目標 (R11)
自立相談支援事業における新規相談受付件数・就労支援対象者数	1 件・2 人	3 件・6 人
自立支援教育訓練給付金の申請数	1 件	1 件以上
高等職業訓練促進給付金の申請数	1 件	1 件以上
ひきこもりの相談支援件数・人数	195 件・16 人	200 件・20 人
ひとり親家庭等学習支援事業対象者数	23 人	20 人
障がい者相談支援事業所による相談事業の実利用者数・相談件数	90 人・903 件	100 人・1,000 件

【現状と課題】

男性に比べて女性の方が非正規雇用など不安定な雇用の状況にある割合が高く、貧困などの生活困難に直面しやすい傾向があります。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用や所得に強い影響が見られます。

また、困難を抱えている人々は、経済的困窮に加え、暴力被害や精神的困難、就労定着の困難、家庭内の課題など複合的な課題を抱えていることが多く、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援が求められています。

こうした貧困の連鎖を断つためには、子どもの学習支援や居場所づくりなど、地域との関わりを通じて自己肯定感や自立に向けた力を育むことが重要です。このため、生活困難に直面している女性などに対して、男女共同参画の視点からきめ細かな支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

① 就業・生活の安定を通じた自立支援

生活困窮者やさまざまな困難を抱える人々に対して、就労支援、生活支援、住居の確保など、一人ひとりの状況に寄り添った包括的な支援を提供します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
生活困窮者の自立支援	複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、就労支援や居住確保支援、家計相談支援などの包括的な支援を行い、自立を促進します。

② ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭が孤立せず自立した生活を送ることができるよう、生活支援や就労支援、学び直し支援などの支援を行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
ひとり親家庭の経済的自立の支援	正規雇用により有利となる免許・資格取得を促進するための教育訓練や養成訓練に係る経費を給付することで、経済的に自立して子育てができるよう支援します。

③ 子ども・若者の自立に向けた力を高める支援

困難な状況に置かれている子どもたちが地域の中で様々な交流や体験を通して、自己肯定感や自立に向けた力を育む学習支援や居場所づくりを推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
ニート・ひきこもりなどの子ども・若者に対する支援	ニート・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、多様な主体の連携による切れ目のない支援を行います。
生活困窮世帯などへの学習支援	生活保護世帯や生活困窮世帯の小学生・中学生を対象とした学習支援を行い、学力向上、高校進学率の向上を図ることにより、貧困の連鎖の防止につなげます。

④ 高齢者や障がい者、外国人などが安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障がい者、外国人などが地域で安心して暮らしていくことができる環境づくりを推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
ひとり暮らし高齢者などの見守り体制の強化	ひとり暮らし高齢者などが安心して暮らせるよう、民生委員による定期的な訪問活動や見守りネットワーク、地域支え合い活動などの充実を図ります。
障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備	障がいがあり、複合的な困難な状況に置かれている人々への配慮を念頭におき、防災・防犯対策、自立した生活支援、意思決定の支援、保健医療の推進など、総合的な施策を展開します。
外国にルーツを持つ人が不安なく生活できる環境の整備	外国にルーツを持つ人が安心して暮らしやすい環境の整備を推進するため、情報提供や相談窓口の充実を推進します。また、多文化交流を推進し、異文化への理解を深める場を提供する等、地域での孤立を防ぐ取組みを行います。

（３）生涯を通じた健康支援

【めざす姿】

男女がお互いの性差に応じた健康への理解・認識を深め、特に女性が、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期の各期において、健康を支援していきます。

■成果指標

項 目	現状（R5）	目標（R11）
乳がん検診の受診率	21.4 %	60 %
子宮頸がん検診の受診率	22.8 %	60 %
乳児家庭全戸訪問の割合	100 %	100 %

【現状と課題】

性別や年齢によって疾病の状況が異なるため、それぞれに応じた健康支援が必要です。特に女性は、心身の状況が年代に応じて大きく変化するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に基づき、生涯を通じた切れ目のない支援が求められます。

本町は、各種母子保健事業を通じて妊娠・出産に対する支援を行い、疾病の早期発見・早期治療に繋がるよう、各種健診・検診の受診率向上を図っています。今後も各種事業を充実させ、生涯を通じた健康支援を提供するとともに、性差による心身の健康状態の違いや年代による変化に対する理解を深め、お互いに思いやる環境づくりを推進することが重要です

【施策の方向性】

① 女性特有の疾患に対応した検診の受診率向上に向けた取組の推進

子宮がん検診や乳がん検診など、女性特有の疾患に対応した各種検診では、受診しやすい環境づくりに努め、疾病の早期発見・治療につなげます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率向上	がん検診の必要性和効果の情報発信を図り、検診を受診しやすい環境を検討します。

② 妊娠・出産に対する支援

母子手帳交付時や新生児訪問など、妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援体制を構築・強化します。また、職場や地域において、妊婦や子育てに対する理解を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
妊婦健康診査・産婦健康診査・産後ケア事業・妊産婦・新生児等訪問指導	安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後を支援するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の充実を図ります。

③ 発達段階に応じた性に関する教育の推進

学童・思春期における心身の変化や性感染症予防、妊娠・出産、睡眠・栄養・運動・低体重・肥満・喫煙など、生涯を見通した健康づくりに関する正しい知識を、子どもの発達段階に配慮した教育を推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
学校における性に関する指導	児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取ることができるよう、保健や特別活動などの授業を通して、発達段階を保踏まえた指導や互いを尊重し合う人間関係の育成に努めます。

④ 更年期の健康に関する知識の普及・啓発

更年期障がいや更年期以降に発生しやすい生活習慣病などに関する啓発や健康教育などを行います。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
更年期の健康に関する啓発	様々な機会や媒体を通じて、更年期障がいや更年期を境に発生する健康問題への理解を促進するための啓発を行います。

（４）防災における男女共同参画の推進

【めざす姿】

災害時において、男女共同参画の視点を踏まえた避難支援・避難生活や復旧・復興に向けた取り組みが行われるよう、多くの女性が登用され、活躍する環境の構築を図ります。

■成果指標

項 目	現状（R6）	目標（R11）
防災訓練における女性の参加者割合	20 %	50 %
女性消防団員の人数	22 人	26 人

【現状と課題】

東日本大震災をはじめ多くの自然災害を経験し、改めて女性が主体的な担い手であることが認識されるとともに、災害時での女性への配慮、男女共同参画の視点の重要性が浮き彫りになっています。

防災訓練の後で実施したアンケートでも、女性に必要な物資の準備や備蓄に関する意見がありました。

これらのことから防災訓練等への積極的な参加を促し、女性の視点を踏まえた避難所運営や各種マニュアルを見直すといった、災害時における男女共同参画を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

① 防災訓練への積極的な女性の参加

女性の視点や意見を反映させた防災対策を推進するため、防災訓練への積極的な参加を促していきます。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
防災訓練への女性の積極的な参加	防災分野への女性の参画促進の重要性を認識し、女性の意思や意見を公正に反映させるため、防災訓練などへの女性の参加を図ります。

② 自主防災組織における女性参画の推進

防災の現場における女性の参画拡大のため、関係団体などと連携しながら、消防団への女性の加入を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
消防団への女性の加入促進	防災現場における女性の参画を拡大するため、消防団への加入を促進します。

③ 女性の視点による避難所運営の推進

避難所運営における女性と男性のニーズなどの違いへの配慮や安全・安心の確保に向け、男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営マニュアルの見直しや運営における女性参画を促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
避難所運営マニュアルにおける男女共同参画の視点の位置付け	避難所運営マニュアルを作成する際に男女共同参画の視点を位置付けたマニュアル作成を行います。
避難所運営における女性の参画促進	避難所運営において、若年層を含めた女性の参画を促進し、女性と男性のニーズの違いに配慮した取り組みや性被害・性暴力の防止など、安全・安心の確保を図ります。

3. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

(1) 広報、教育を通じた男女共同参画意識の醸成

【めざす姿】

学校教育や生涯学習、広報・啓発活動を通じて、住民、地域活動団体、事業所のすべてにおいて、男女共同参画の重要性を深く認識し、その実現に向けた取り組みを進めていきます。

■成果指標

項 目	現状 (R6)	目標 (R11)
男女共同参画啓発イベントの開催	1 回／年	1 回以上／年

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成には、町民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、その重要性を認識することが重要です。本町では、国が実施する「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、HP に情報を掲載し、男女共同参画意識の向上を図っています。

今後も様々な機会や媒体を活用し、町民や各種団体、事業所の男女共同参画意識の醸成を図り、効果的な取り組みの推進と幅広い市民の参加を促進していく必要があります。

【施策の方向性】

① 男女共同参画に関する生涯学習・講座・講演会・セミナー等の開催

男女共同参画をテーマとした講演会やセミナー等の開催、ライフステージに合わせた生涯学習環境の整備を図ります。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、みえ出前トークなどの各種講座を活用します。

② 多様な媒体を通じた情報発信・啓発

HP や SNS、チラシ・パンフレットを通じて、男女共同参画に関する情報発信や啓発を行います。

■ 具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
男女共同参画に関する啓発期間における情報発信	国の「男女共同参画週間」をはじめとする啓発期間に合わせて、町内外へ多様な媒体を用いて情報発信を行います。

(2) 性の多様性への理解促進

【めざす姿】

性的マイノリティに対する社会の理解が深まり、性的指向・性自認（SOGI）にかかわらず、誰もが地域の中で自分らしく暮らせる環境をつくります。

■ 成果指標

項 目	現状（R6）	目標（R11）
性の多様性への理解・啓発を促進する情報の発信	－	実施

【現状と課題】

近年、性的マイノリティや性的指向・性自認に対する意識・関心が高まり、一人ひとりの個性を尊重し、差別的な扱いを受けることなく、自分らしく安心して暮らせる社会の形成が求められていることから、町民の多様な性に対する理解を深める取り組みと共に、特に教育現場や職場における理解促進と、多様な性の人たちに配慮した環境整備を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

① 性の多様性に対する理解促進

様々な媒体を通じた広報・啓発活動を通じて、町民や教職員、各種団体、事業所、町職員の性的マイノリティや性的指向・性自認に関する理解促進を図ります。

■ 具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
情報の発信による理解の促進	LGBT に関する啓発イベントの開催、理解促進につながるパンフレットの配布、町 HP の開設。

② 性の多様性に関する調査研究の推進

性の多様性への意識や実態、先進事例を把握するための調査研究を推進します。

■ 具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
パートナーシップ宣誓制度などの関連制度の導入状況の把握	パートナーシップ宣誓制度など関連する制度の導入状況の推移を確認し、調査研究を進めます。

（３）男女共同参画推進体制の強化

【めざす姿】

関係機関や地域活動団体などが連携・協働しながら、男女共同参画に向けた取り組みの活性化を進めます。また、庁内の各部署において、男女共同参画の視点による施策・事業を推進していきます。

■ 成果指標

項 目	現状（R5）	目標（R11）
多気町男女共同参画審議会の開催回数	1 回	1 回以上

【現状と課題】

地域ぐるみで男女共同参画社会を推進していくためには、町民をはじめ、地域活動団体や事業所、町での取り組みが欠かせません。

本町では、平成 19 年 6 月に「多気町男女共同参画推進条例」を制定し、4 つの基本目標を示すとともに、町民、事業者並びに町の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進することとしています。また、条例第 13 条に基づき「多気町男女共同参画審議会」を設置・運営しています。

今後も、男女共同参画推進条例の理念に基づくまちづくりを推進するとともに、その周知を図りつつ、地域ぐるみで男女共同参画を推進するための連携・協働体制の構築・強化を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

① 多気町男女共同参画審議会の運営

本計画の策定及び変更に関すること、また施策の基本的事項及び重要事項に関することなど、男女共同社会の実現に向けた取り組みを推進するための組織として男女共同参画審議会を運営します。

■ 具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
多気町男女共同参画審議会の運営	多気町男女共同参画推進条例第 13 条に基づき設置している多気町男女共同参画審議会を運営し、男女共同参画社会の実現に資する効果的な取り組みについて協議します。

② 男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する団体などの活動支援

地域における各種団体や事業所が行う男女共同参画社会の実現に資する活動を支援し、連携・協働による取り組みを推進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
団体への取組支援	関係団体などが主催するイベントや取り組みを支援します。

③ 男女共同参画に関する調査・研究の推進

男女共同参画に関する意識調査を実施し、関係情報を収集することで、男女共同参画の実態や課題を把握します。その結果を施策に反映させ、公表することで、町民や地域活動団体、事業所などにおける男女共同参画意識の醸成と男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを促進します。

■具体的な事業・取組

事業・取組名	概 要
男女共同参画に関する指標や事例の調査研究	ジェンダーギャップ指数をはじめとする、男女共同参画に関する指標の推移、先進事例や優良事例などの調査研究を推進します。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 町民の主体的な取り組みの推進

男女共同参画社会に対する理解の促進と、意識の啓発を図ります。また、社会のあらゆる分野において町民一人ひとりが主体的に取り組めるよう働きかけを行います。

男女共同参画施策の方針決定や推進にあたっては、多くの住民の参画を得ながら進めていきます。

(2) 庁内プランの推進

男女共同参画および性の多様性に関する施策を総合的に推進します。

次世代育成支援対策法および女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、より良い職場環境の整備と働きやすい職場づくりを進めます。

(3) 地域との連携

男女がともに地域におけるさまざまな活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動やボランティア等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。

防災、防犯やまちづくり、環境など新たな分野における男女共同参画を推進します。

(4) 国・県・関係機関との連携

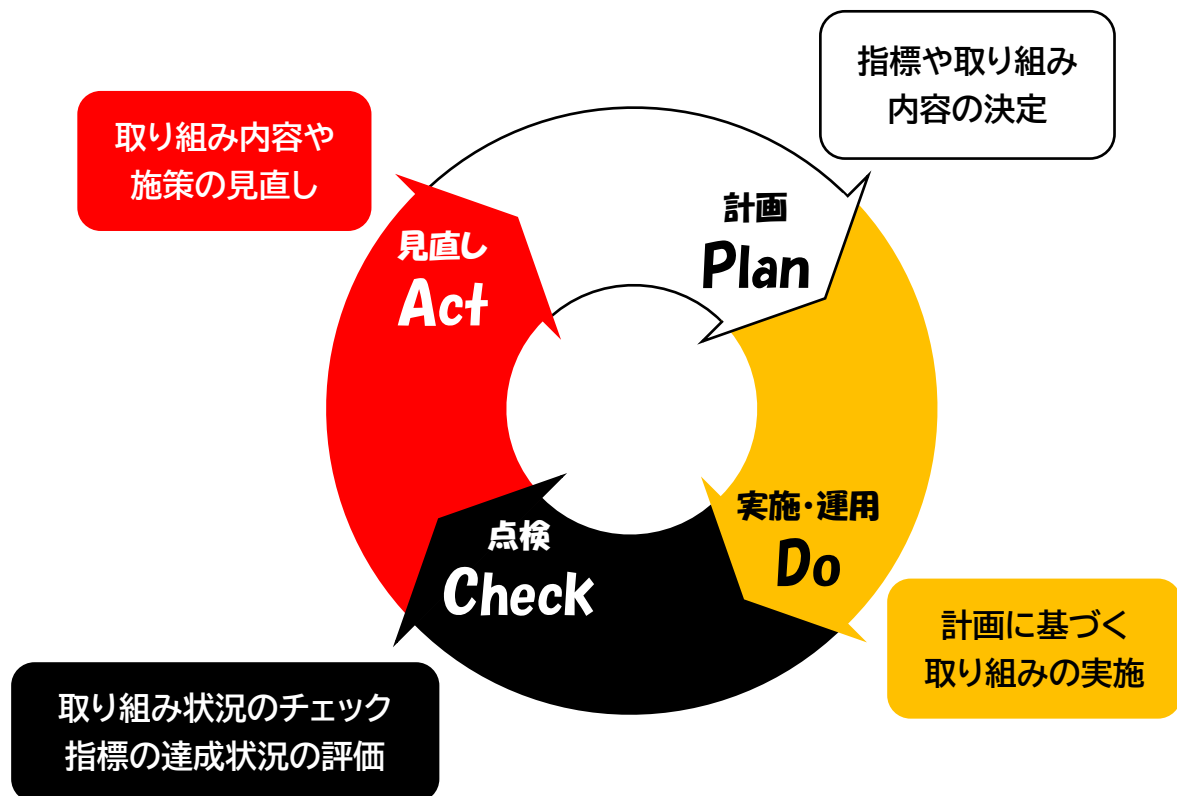
国・県といった関係機関との情報交換・協力関係を強化するとともに連携を図ります。また、地域で活動する諸団体や事業所での主体的な取り組みを推進するとともに、連携・協働による取り組みを推進します。

2. 計画の進捗管理

本計画の実効性を高めるため、関連する各種計画との整合性を図りつつ、設定した目標指標の把握を行います。

また、経年的な評価を行い、最終年度にはアンケート調査を実施して、進捗状況に関する把握と評価を行います。その上で、社会状況等も踏まえて取り組み内容を見直します。

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクル（**Plan**：計画、**Do**：実施・運用、**Check**：点検、**Act**：見直し）に基づき、計画に掲げた施策・事業の進捗状況を定期的に点検・把握し、必要に応じて見直し・改善を行います。



資料

1. 多気町男女共同参画審議会規則

平成 19 年 7 月 1 日

規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多気町男女共同参画推進条例(平成 19 年多気町条例第 10 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、多気町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員は、20 人以内とし、町長が委嘱する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないようにする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

3 公募の委員の数は、委員の総数の 10 分の 1 未満とならないようにする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(所掌事項)

第 3 条 審議会は、次に掲げる事項について、町長の求めに応じ調査審議するものとする。

(1) 条例第 10 条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

2 審議会は、男女共同参画の施策の推進について、必要と認める事項について調査審議し、町長に意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは会議へ委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2. 多気町男女共同参画審議会委員名簿

氏 名	所 属
岡井 一代	住 民 代 表
河合 直樹	事業所
小林 俊介	住 民 代 表
田畑 睦	住 民 代 表
辻 正彦	事業所
橋本 英治	住 民 代 表
畑 智子	住 民 代 表
羽根 孝	住 民 代 表
林 千智	住 民 代 表
森下 美聡	住 民 代 表

3. 策定の経過

年 月 日	内 容
令和 5 年 12 月 19 日	令和 5 年度第 1 回多気町男女共同参画審議会参画推進基本計画について
令和 6 年 3 月	町内在住 18 歳以上住民 2,500 人（無作為抽出）を対象にアンケート実施 郵送による通知、Web による回答 有効回答 697 件 回答率 27.9%
令和 6 年 7 月	多気中学校（2 年生 112 人）及び勢和中学校（2 年生 44 人）生徒へのアンケート実施。 有効回答数 139 件 回答率 89.1%
令和 7 年 2 月 7 日	令和 6 年度第 1 回多気町男女共同参画審議会 計画素案の検討、承認
令和 7 年 2 月～3 月	パブリックコメント 意見 1 件
令和 7 年 3 月 18 日	令和 6 年度第 2 回多気町男女共同参画審議会 計画案の検討、承認

多気町 第3次男女共同参画推進基本計画

発行年月 令和7年3月

編集・発行 多気町健康福祉課

〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1600

Tel 0598-38-1114 Fax 0598-38-1140

